

真庭市地域防災計画

(風水害等対策編)

真庭市水防計画

令和6年11月

真庭市防災会議

真庭市地域防災計画

（風水害等対策編）

目 次

I．真庭市地域防災計画（風水害等対策編）

第1編 総 則 - 1 -

第1章 総則.....	- 1 -
第1 計画の目的及び基本理念.....	- 1 -
第2 計画の構成.....	- 1 -
第3 災害の想定.....	- 2 -
第4 用語の意義.....	- 3 -
第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱.....	- 4 -
第1 実施責任.....	- 4 -
第2 真庭市の処理すべき事務または業務の大綱.....	- 4 -
第3 岡山県の処理すべき事務または業務の大綱.....	- 6 -
第4 自衛隊及び指定地方行政機関等の処理すべき事務または業務の大綱.....	- 7 -
第5 市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等の責務.....	- 13 -
第6 市民・事業所の責務.....	- 16 -
第3章 市の概要.....	- 17 -
第1 自然的条件.....	- 17 -
第2 社会的条件.....	- 17 -

第2編 災害予防計画 - 18 -

第1章 防災業務施設・設備等の整備.....	- 18 -
第1 気象等観測施設・設備等.....	- 18 -
第2 消防施設・設備等.....	- 18 -
第3 通信施設・設備等.....	- 18 -
第4 水防施設・設備等.....	- 19 -
第5 救助施設・設備等.....	- 19 -
第6 医療救護用資機材等.....	- 20 -
第7 その他の施設・設備等.....	- 21 -
第2章 防災業務体制の整備.....	- 22 -
第1 職員の体制.....	- 22 -
第2 情報収集・連絡体制.....	- 22 -
第3 防災関係機関相互の連携体制.....	- 23 -
第4 業務継続体制の確保.....	- 25 -

第3章 自然災害予防対策	- 27 -
第1節 治山対策	- 27 -
第2節 造林対策	- 28 -
第3節 土砂災害防止対策	- 28 -
第4節 河川防災対策	- 31 -
第5節 雨水出水対策	- 33 -
第6節 ため池等農地防災対策	- 34 -
第7節 都市防災対策	- 36 -
第8節 地盤沈下対策	- 38 -
第9節 文教対策	- 39 -
第10節 文化財保護対策	- 40 -
第4章 事故災害予防対策	- 42 -
第1節 道路災害予防対策	- 42 -
第2節 大規模な火災予防対策	- 43 -
第3節 林野火災の防止対策	- 44 -
第4節 危険物等保安対策	- 45 -
第5節 高圧ガス保安対策	- 46 -
第6節 火薬類保安対策	- 47 -
第5章 複合災害対策	- 49 -
第6章 防災活動の環境整備	- 50 -
第1節 防災訓練	- 50 -
第2節 防災知識の普及	- 52 -
第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化	- 58 -
第4節 企業防災の促進	- 59 -
第5節 住民及び事業者の地区内の防災活動の推進	- 61 -
第6節 災害教訓の伝承	- 62 -
第7章 要配慮者等の安全確保計画	- 63 -
第8章 防災対策の整備・推進	- 69 -
第1節 防災に関する調査研究の推進	- 69 -
第2節 緊急物資等の確保計画	- 69 -
第3節 公共用地等の有効活用	- 70 -
第4節 被災者等への的確な情報伝達活動	- 71 -

第3編 災害応急対策計画 - 72 -

第1章 防災組織・防災体制	- 72 -
第1 真庭市防災会議	- 72 -
第2 防災体制の概要	- 73 -
第3 真庭市災害対策本部	- 75 -

第4	現地災害対策本部	- 77 -
第5	職員の動員・参集	- 78 -
第2章	防災活動	- 80 -
第1	予報及び警報等	- 80 -
第2	通信連絡	- 84 -
第3	情報の収集・伝達	- 87 -
第3章	災害広報及び報道	- 97 -
第4章	り災者の救助保護	- 99 -
第1節	災害救助法の適用・運用	- 99 -
第2節	避難指示等及び避難所の設置	- 101 -
第3節	救助	- 113 -
第4節	食料の供給	- 114 -
第5節	飲料水の供給	- 116 -
第6節	被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与	- 117 -
第7節	医療・助産	- 117 -
第8節	遺体の搜索・検視・処理・埋火葬	- 119 -
第9節	防疫・保健衛生	- 120 -
第10節	廃棄物処理等	- 122 -
第11節	住宅の供与・応急修理及び障害物の除去	- 124 -
第12節	文教災害対策	- 126 -
第5章	社会秩序の維持	- 130 -
第6章	交通規制	- 131 -
第7章	輸送	- 133 -
第8章	電気・通信サービス・水道の供給	- 135 -
第9章	防災営農	- 138 -
第10章	水防	- 141 -
第11章	雪害対策	- 144 -
第12章	事故災害応急対策	- 146 -
第1節	道路災害対策	- 146 -
第2節	林野火災対策	- 147 -
第13章	集団事故災害対策	- 149 -
第14章	自衛隊の災害派遣	- 151 -
第15章	広域応援・雇用	- 155 -
第16章	ボランティアの受入、活動支援計画	- 157 -
第17章	義援金の募集・受付・配分	- 159 -

第4編 災害復旧・復興計画..... - 160 -

第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	- 160 -
第2節	被災者等の生活再建等の支援	- 160 -
第3節	被災中小企業の復興の支援	- 162 -
第4節	公共施設等災害復旧事業	- 162 -
第5節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	- 163 -
第6節	災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置	- 164 -

Ⅱ. 真庭市水防計画

第1章	総則	- 1 -
第2章	水防組織と責任	- 1 -
第1節	水防組織	- 1 -
第2節	水防の責任	- 1 -
第3章	水防配備計画	- 2 -
第1節	水防体制の種類と配備基準	- 2 -
第2節	動員計画	- 2 -
第4章	水防業務	- 3 -
第1節	安全確保	- 3 -
第2節	情報の収集	- 3 -
第3節	出動準備及び出動	- 3 -
第4節	警戒、監視及び水防作業の開始	- 3 -
第5節	応援・援助の要請	- 4 -
第6節	決壊等の通報	- 4 -
第7節	避難の指示	- 4 -
第8節	水防資機材	- 5 -
第9節	輸送	- 5 -
第10節	水防記録及び報告	- 5 -
第11節	業務の終了	- 5 -
第5章	水門及び樋門等の操作	- 6 -
第1節	安全確保	- 6 -
第2節	操作	- 6 -
第6章	優先通行標識、身分証票、腕章	- 7 -
第7章	公用負担	- 9 -
第8章	重要水防箇所	- 11 -
第9章	水防訓練	- 11 -

第1編 総則

第1章 総則

第1 計画の目的及び基本理念

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、真庭市防災会議が作成するものであり、本市の地域に係る防災に関し、市及び市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という）が処理すべき事務または業務の大綱、市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定める。

これらの対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることとする。

また、災害対策の実施に当たっては、国、県及び市並びに指定公共機関は、国土強靱化基本計画、岡山県及び真庭市の国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、国、県、市を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、国、公共機関、県、市、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じる。

また、洪水、渇水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図るとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努める。

第2 計画の構成

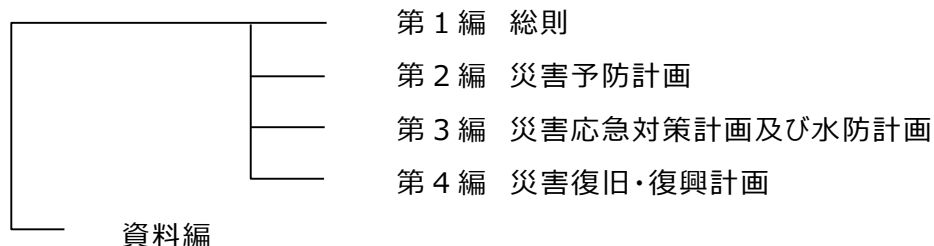
真庭市地域防災計画は、真庭市の防災に関する基本計画で、「風水害等対策編」、「地震災害対策編」及び「原子力災害等対策編」をもって構成するものとし、防災基本計画、岡山県地域防災計画

及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「岡山県水防計画」とも十分な調整を図っている。

本計画は、「風水害等対策編」であり、災害対策基本法第 2 条第 1 項に定める災害のうち風水害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえに、おいての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、更に関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

本計画は、「災害の予防」、「災害の応急対策」、「災害の復旧・復興」及び「水防」の 4 本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を別冊で作成する。

〔真庭市地域防災計画（風水害等対策編）〕



第 3 災害の想定

本計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化、産業集中、過疎化による農地・山林の荒廃等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案した上で、発生しうる災害を想定し、これを基礎とした。なお、地震災害対策及び原子力災害等対策は別編とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 暴風等による災害
- 2 大雨等による災害
- 3 上記のほか異常気象による災害
- 4 大規模な火災
- 5 危険物の爆発等による災害
- 6 可燃性ガスの漏えい・拡散等による災害
- 7 有害ガスの漏えい・拡散等による災害
- 8 道路構造物の被災等による道路災害
- 9 鉄道における災害
- 10 航空機事故における災害
- 11 その他の特殊災害

第 4 用語の意義

本計画において、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、要配慮者等、用語の意義は、それぞれ資料に定めるところによるものとする。

【資料編】用語の意義

第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

市及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、さらには関係する県及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務または業務について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1 実施責任

1 真庭市

市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 岡山県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、または防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 自衛隊及び指定地方行政機関等

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び消防機関の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び消防機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

4 市区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には、災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

第2 真庭市の処理すべき事務または業務の大綱

1 真庭市

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 自主防災組織の育成を行う。
- (3) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。

- (4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。
- (6) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- (9) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (11) 被害の調査及び報告を行う。
- (12) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (13) 水防活動及び消防活動を行う。
- (14) 被災した園児、児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
- (15) 被災した園児、児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (17) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (18) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (19) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (20) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (21) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- (22) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検を行う。

2 消防本部

- (1) 消防活動を行う。
- (2) 災害情報等の収集及び必要な広報を行う。
- (3) 災害の防除、警戒、鎮圧を行う。
- (4) 要救助被災者の救出、救助を行う。
- (5) 傷病者の救急搬送を行う。
- (6) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。

3 消防団

- (1) 消防団員の教育及び訓練を行う。
- (2) 消防資機材の整備、備蓄を行う。
- (3) 消防活動を実施する。
- (4) 災害情報等の収集及び必要な広報を行う。
- (5) 災害の防除、警戒、鎮圧を行う。
- (6) 要救助被災者の救出、救助を行う。
- (7) 避難及び救護を協力して行う。

4 クリーンセンターまにわ・真庭北部クリーンセンター・コスモスクリーンセンター

(1) 廃棄物処理場の災害予防対策及び災害応急対策を行う。

5 水道施設

(1) 水道処理施設の災害予防対策及び災害応急対策を行う。

6 汚水処理施設

(1) 下水道処理施設の災害予防対策及び災害応急対策を行う。

7 し尿処理施設旭水苑

(1) し尿処理場の災害予防対策及び災害応急対策を行う。

8 真庭火葬場・真庭北部火葬場

(1) 火葬場の災害予防対策及び災害応急対策を行う。

9 教育委員会

(1) 学校等における防災教育及び訓練を実施する。

(2) 学校施設等の災害予防対策及び災害応急対策を行う。

(3) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。

第3 岡山県の処理すべき事務または業務の大綱

1 岡山県

(1) 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。

(2) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。

(3) 災害情報の収集及び伝達を行う。

(4) 災害広報を行う。

(5) 市町村が実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。

(6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。

(7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。

(8) 水防法、地すべり等防止法に基づく避難の勧告、指示を行う。

(9) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。

(10) 水防管理団体が実施する水防活動及び市町村が実施する消防活動に対する指示、調整を行う。

(11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。

(12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。

(13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。

(14) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。

(15) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。

(16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。

- (17) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。
- (18) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (19) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (20) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (21) 指定行政機関に災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。
- (22) 市町村長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。
- (23) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
- (24) 市町村が実施する被災者の広域一時滞在の調整、代行を行う。
- (25) 指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、災害応急対策に必要な物資又は資財の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (26) 市町村が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に、物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- (27) 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。
- (28) 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
- (29) 有害ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

2 県警察（真庭警察署）

- (1) 災害警備実施計画に関する業務を行う。
- (2) 災害警備用資機材の整備を行う。
- (3) 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。
- (4) 救出救助及び避難誘導を行う。
- (5) 行方不明者の搜索及び遺体の検視、身元の確認等を行う。
- (6) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- (7) 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- (8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

第4 自衛隊及び指定地方行政機関等の処理すべき事務または業務の大綱

1 自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊日本原駐屯地）

災害派遣要請者（知事、管区海上保安本部長、空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。なお、実施する防災活動は、おおむね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握を行う。
- (2) 避難の援助を行う。

- (3) 遭難者等の搜索救助を行う。
- (4) 水防活動を行う。
- (5) 消防活動を行う。
- (6) 道路又は水路の応急啓開を行う。
- (7) 応急医療・救護・防疫を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 給食及び給水を行う。
- (10) 入浴支援を行う。
- (11) 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。
- (12) 危険物の保安及び除去を行う。
- (13) その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 指定地方行政機関

(1) 中国四国農政局

- (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- (3) 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- (4) 被災地における病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握を行う。
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。

(2) 近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

- (1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹工事及び溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
- (2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
- (3) 国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。
- (4) 応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の

要請を行う。

- (5) 知事、市町村長から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付け又は使用の要請があったときは、これに協力する。国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。

(3) 中国経済産業局

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。
- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

(4) 中国四国産業保安監督部

- (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。
- (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

(5) 中国運輸局（岡山運輸支局）

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。
- (3) 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達の斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (4) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。

(6) 大阪管区气象台（岡山地方气象台）

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するように努める。
- (3) 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。
- (4) 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。
- (5) 気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。
- (6) 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。

- (7) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
- (8) 市町村が行う避難情報の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。

(7) 中国総合通信局

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電波の監理及び電気通信の確保を行う。
- (3) 災害時における非常通信の運用監督を行う。
- (4) 非常通信協議会の指導育成を行う。
- (5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請を行う。

(8) 岡山労働局（県内各労働基準監督署）

- (1) 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。
特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- (2) 被災者の医療対策のための必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
- (3) 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏洩防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
- (4) 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
- (5) 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- (6) 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- (7) 被災の場合労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。
- (8) 災害原因調査を行う。

(9) 中国地方整備局（岡山河川事務所、岡山国道事務所）

- (1) 気象、水象について観測する。
- (2) 吉井川、旭川、高梁川、金剛川、百間川、小田川等直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。
- (3) 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、岡山地方气象台と共同して洪水予報を行う。
- (4) 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、浸水想定区域の指定及び見直しを行う。

- (5) 一般国道 2 号、30 号、53 号、180 号直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。

(10) 中国四国地方環境事務所

- (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
- (2) 家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。
- (3) 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

3 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社（各郵便局）

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- (4) 被災者救助団体に対しお年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。

(2) 西日本旅客鉄道株式会社（中国統括本部）

- (1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
- (2) 災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- (3) 死傷者の救護及び処置を行う。
- (4) 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

(3) 西日本電信電話株式会社（岡山支店）

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- (5) 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 気象等の警報を市町村へ連絡する。

(4) 株式会社 N T T ドコモ（岡山支店）、K D D I 株式会社（中国総支社）、ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課）、楽天モバイル株式会社

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

(5) 日本赤十字社（岡山県支部）

- (1) 必要に応じ所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他

の救護を行う。

- (2) 緊急救護に適する救助物資(毛布・緊急セット(応急セット(日用品等))を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。
- (3) 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。
- (4) 輸血用血液製剤の確保供給を行う。
- (5) 義援金の受付等を行う。

(6) 日本放送協会(岡山放送局)

- (1) 気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。
- (2) 防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。
- (4) 義援金品の募集及び配付についての協力を行う。

(7) 中国電力ネットワーク株式会社

- (1) 電力施設の防災対策及び防災管理に関すること。
- (2) 災害時における電力の供給確保に関すること。
- (3) 被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること。

(8) 日本通運株式会社(岡山支店)

- (1) 災害時における県知事の車両借り上げ要請に対する即応体制の整備を図る。
- (2) 災害時における物資の緊急輸送を行う。

(9) 西日本高速道路株式会社(中国統括本部)

- (1) 災害防止に関すること。
- (2) 交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関すること。
- (3) 災害時における利用者等への迂回路等の情報(案内)提供に関すること。
- (4) 災害復旧工事の施工に関すること。

(10) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(人形峠環境技術センター)

- (1) 原子力災害の防止及び応急対策を行う。

4 指定地方公共機関

(1) 各民間放送会社(RSK山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山エフエム放送株式会社)

- (1) 日本放送協会に準ずる。

(2) 一般社団法人岡山県トラック協会

- (1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- (2) 災害応急活動のため各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。
- (3) 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- (4) 災害時の遺体の搬送に協力する。

(3) 岡山県貨物運送株式会社

- (1) 日本通運株式会社に準ずる。

(4) 公益社団法人岡山県医師会

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (3) 災害時における医療救護活動を実施する。
- (4) 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

※ 日本医師会の編成する災害医療チーム

日本医師会の名の下に、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成する災害医療チーム（ＪＭＡＴ「ジェイマット」）。

(5) 公益社団法人岡山県看護協会

- (1) 社団法人岡山県医師会に準ずる。

(6) 一般社団法人岡山県ＬＰガス協会

- (1) ＬＰガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。
- (2) 災害時におけるＬＰガス供給の確保を図る。

(7) 一般社団法人岡山県建設業協会（真庭支部）

災害時における被害情報の収集・伝達への協力及び公共施設からの障害物の撤去、応急復旧への協力に関すること。

第５ 市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等の責務

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

１ 公共的団体

(1) 自治会・地域自主組織

- (1) 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 水防、その他災害に対する応急措置へ協力する。
- (3) 災害時における避難・救助活動に協力する。

(2) 自主防災組織

- (1) 防災訓練、防災知識の普及等自主防災活動を行う。
- (2) 防災用資機材の整備を行う。
- (3) 要配慮者等避難者の誘導及び救出救護を行う。
- (4) 市が行う被災者に対する避難所運営業務等災害対策全般を行う。

(3) 真庭市社会福祉協議会、赤十字奉仕団

- (1) 災害時における要配慮者対策を行う。
- (2) 被災者等に対する炊き出し等に協力する。
- (3) 被災者に対する看護を行う。
- (4) 災害時におけるボランティアの結成及び受け入れ、活動体制の整備等を行う。
- (5) 被災生活困難者に対する生活福祉資金の融資を行う。
- (6) 義援金の募集、配分を行う。

(4) 晴れの国岡山農業協同組合、真庭森林組合等

- (1) 市が行う農林関係の被害状況調査、災害応急対策等へ協力する。
- (2) 農林産物等の災害応急対策についての指導を行う。
- (3) 飼料、肥料等の確保またはあっせんを行う。

(5) 真庭商工会

- (1) 市が行う被害状況調査、災害応急対策等へ協力する。
- (2) 市災害対策本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等について協力する。
- (3) 災害時における物価安定について協力する。
- (4) 救助用物資、復旧資材確保について協力する。

(6) 真庭市医師会

- (1) 災害時における医療救護活動へ協力する。

(7) 交通安全協会

- (1) 市が行う災害時における交通対策へ協力する。

(8) 防犯連合会

- (1) 災害時における防犯対策を行う。

(9) 民生委員

- (1) 通常時における高齢者や障がいのある人などの要配慮者の把握を行う。
- (2) 災害時における要配慮者対策へ協力する。

(10) アマチュア無線の団体

- (1) 災害時における非常無線通信の確保に協力する。

2 防災上重要な施設の管理者

防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等に関し市が行う防災活動について、積極的に市及び防災関係機関等に協力するものとする。

(1) 病院等医療施設の管理者

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練を行う。
- (2) 被災時における収容者の収容保護を行う。

- (3) 災害時における負傷者等の医療、助産、救助を行う。

[災害拠点病院]

- (1) 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
- (2) 患者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。
- (3) 災害派遣医療チーム（D M A T）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
- (4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸し出しを行う。

※ 災害派遣医療チーム（D M A T（ディーマット））

災害の急性期（概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、域内搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。

[災害時精神科医療中核病院]

- (1) 災害時にひっ迫する精神科医療について診療機能を提供する。
- (2) 医療施設の被災により転院を必要とする精神疾患患者についての調整を行う。
- (3) 被災により入院機能が低下した精神科医療施設に対し、医療スタッフの派遣・斡旋を行う。
- (4) 災害派遣精神科医療チーム（D P A T）の受入・派遣を行う。

※ 災害派遣精神科医療チーム（D P A T（ディーパット））

災害の急性期（概ね 7 2 時間以内）から被災地域の精神保健医療体制が復旧するまでの間に活動する、精神科医師、看護師、その他医療従事者で構成される、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的とした災害派遣精神科医療チーム。

(2) 社会福祉施設の管理者

- (1) 災害時における施設入所者の安全確保を行う。

(3) 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他緊急措置を行う。

(4) 学校、幼稚園、保育園、認定こども園

- (1) 避難設備の整備と避難等の訓練を行う。
- (2) 施設の防災管理及び園児、児童、生徒の安全確保を行う。
- (3) 被災時における教育の対策を行う。
- (4) 被災施設の災害復旧を行う。

(5) 危険物等の取扱い施設の管理者

- (1) 施設の防災管理を行う。
- (2) 災害時における危険物の保安措置を行う。

(6) 店舗、民宿等不特定多数の者が出入りする施設の管理者

- (1) 施設の防災管理、施設に出入りしている人の避難誘導等の安全確保を行う。

(7) ため池・水路管理者

- (1) ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理を行う。
- (2) ため池・水路等の施設の被害調査を行う。
- (3) 湛水防除を行う。
- (4) ため池・水路等の施設の復旧事業を推進する。

(8) その他の防災上重要な施設の管理者

前記(1)～(7)の各施設に準じた防災対策、応急対策、復旧・復興対策を行う。

第6 市民・事業所の責務

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努める。

また、事業所においても、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

- (1) 普段から災害に対する知識を深め、防災訓練等を通じて災害時の行動力の向上に努める。
- (2) 災害備蓄等、災害への備えをする。
- (3) 災害時に自らの生命、身体及び財産を守る。地域の中で応急対策に協力する。

第3章 市の概要

第1 自然的条件

1 位置・地勢

本市は、岡山県北部で中国山地のほぼ中央に位置し、北は鳥取県に接し、勝山町、落合町、湯原町、久世町、美甘村、川上村、八束村、中和村及び北房町の9町村が平成17年3月に合併し本市となったため、東西に約30km、南北に約50km、総面積約828k㎡と広大な面積を有し岡山県の約11.6%を占めている。

北部は、大山隠岐国立公園の一部であり、「蒜山三座」をはじめ津黒山など標高1,000m級の山々が鳥取県との県境を形成している。その南には、蒜山高原や津黒高原などの広大な高原地帯が広がり、牧歌的な高原風景を醸し出している。

また、岡山県の三大河川の一つである旭川が地域のほぼ中央部を支流と合流しながら南下し、流域には、「美作三湯」の一つである湯原温泉郷、神庭の滝などの多くの観光資源がある。南部には肥沃な平坦地が広がり、農業地帯が旭川支流一帯に形成されている。

本市を構成する地層は、旭川上流部の大部分が中生代白亜紀の花崗岩、安山岩類で構成されている。中流部は古生代から中生代の泥岩、閃緑凝灰岩等の固結堆積物が中心で、下流部は礫、砂、泥等の新生代第4沖積世の堆積物が分布している。

2 気候

本市は、南北に長く標高差が大きい地形特性から、北部は気温が低く、雨量、積雪がともに多い積雪寒冷地帯及び豪雪地帯に属し、南部は温暖少雨の内陸性気候となっている。

本市の気候、平均気温、降水量は、【資料2-1-1、2-1-2、2-1-3】に示すとおりとなっている。

第2 社会的条件

1 人口・世帯数

本市の人口、世帯数、年齢別構成、高齢化率、世帯構成、産業、交通の状況は、【資料3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6】に示すとおりとなっている。

第2編 災害予防計画

第1章 防災業務施設・設備等の整備

市及び防災関係機関は、それぞれ処理すべき業務を迅速かつ的確に実施できるよう、施設・設備等の充実に努める。また、保有するコンピューターシステムやバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保にむけての自発的な取組を推進する。

第1 気象等観測施設・設備等

気象、水象等の自然現象の観測または予報に必要な気象観測施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実に努める。

第2 消防施設・設備等

- 1 消防機関等は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄に努める。
- 2 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実に努めるとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。
- 3 関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

【資料】消防本部の資機材

【資料】消防団の資機材

第3 通信施設・設備等

1 災害情報

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、地域、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備するとともに、防災構造化するなどの改善に努めると共に、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

2 医療情報

消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ災害・救急医療情報システムの的確な運用により、災害時において医療機関の被災状況、患者の転送要請、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握するとともに、応援派遣等を行う体制を強化する。

市、県及び医療機関は国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持に努める。また、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

3 防災情報

市、消防本部等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施することができるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、雨量、水位などの観測情報や避難情報などの各種防災情報をホームページや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等を通じて住民へ提供する岡山県総合防災情報システムの機能の有効活用を図る。

4 電気通信設備

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努める。

第 4 水防施設・設備等

市は、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、麻袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫の整備、改善及び点検を実施する。

第 5 救助施設・設備等

- 1 県・市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。
- 2 人命救助に必要な救急車、救助工作車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、その機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善及び点検する。
- 3 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・

設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

- 4 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定し、そのうち指定緊急避難場所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。
- 5 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し、そのうち指定避難所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。
- 6 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害援助物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

- 7 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的であることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 8 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、パーティション、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- 9 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。
- 10 必要な物資の備蓄に当たっては、住民が最低限備蓄すべきものや市と県等の役割分担を明確にしたうえで、計画的な備蓄を進める。
- 11 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第 6 医療救護用資機材等

- 1 市、県及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。

- 2 市、県、医療関係機関、鉄道事業者等は、あらかじめ相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制についての計画を作成する。

第 7 その他の施設・設備等

- 1 市は、災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等の整備、改善及び点検を実施するとともに、大規模な災害の場合には、建設業者等の協力が得られるよう、体制を確立する。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施する。
- 2 市及び県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

第2章 防災業務体制の整備

第1 職員の体制

- 1 市及び各機関は、それぞれの実情に応じ、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分配慮する。また、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練・研修等の実施に努める。
- 2 市及び各機関は、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- 3 市及び各機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- 4 市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。
- 5 夜間、休日等の職員の緊急呼出については、市に入った情報を災害連絡要員に電話等によって連絡することにより、早期に対応できる体制を整える。また、災害現場等において情報の収集・連絡に当たる要員を指名しておく。

第2 情報収集・連絡体制

- 1 市、消防本部等は、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施できるようにするため、県が保有する気象情報及び河川情報を早期に提供する防災情報システムの活用方法等の習熟に努める。
- 2 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。
- 3 機動的な情報収集活動を行うため、道路の河川ライブカメラをはじめとする固定カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
- 4 衛星通信、電子メール、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 5 災害時に有効な携帯電話、衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信

系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。

6 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。

- (1) 無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
- (2) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化を推進
- (3) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
- (4) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築
- (5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅牢な場所への設置等

第3 防災関係機関相互の連携体制

1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行くとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化して行くことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

国は、県及び市等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努める。また、県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、市は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災

害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

- 2 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- 3 市は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- 4 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。
- 5 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 6 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- 7 市及び県は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- 8 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- 9 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- 10 市及び県は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の

市町村間において相互に避難指示等の情報が共有できるよう連絡体制を整備しておく。

- 11 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。
- 12 市は、災害時に災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- 13 気候変動による影響を踏まえ、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。
- 14 市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
- 15 市及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。
- 16 市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し明確にしておくよう努める県との連携を図ることに努める。
- 17 市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第4 業務継続体制の確保

- 1 市は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、

必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

- 2 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。
- 3 市は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- 4 市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第3章 自然災害予防対策

市、県及び指定地方行政機関は、風水害に強い市土の形成を図るため、治山、治水、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による対策を総合的、計画的に実施、推進する。事業実施に当っては、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第1節 治山対策

1 方針

山地に起因する災害から、生命・財産を保全するため、治山事業を推進する。

2 主な実施機関

近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

県（農林水産部）

市（産業観光部）

3 実施内容

（1）山地治山事業等

市は県に対し、荒廃地及び山地災害危険地区等において、治山施設の整備を要請し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。

市は関係機関と連携し、特に、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

また、水源涵養機能や土砂流出防止機能等が低下した保安林において、保育等の森林整備を推進する。

（2）水源地域整備事業

市は県や森林組合等と連携し、水源かん養及び水土保持機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。

（3）防災林造成事業

市は関係機関と連携し、なだれ、強風等の被害を防止するための森林造成等の防災工事を行う。

（4）地すべり防止事業

市は関係機関と連携し、地下水の排除などにより地すべりが発生する要因を除去する抑制工と、直接的に地すべり土塊の動きを止める抑止工を組み合わせ、地すべりの安定を図る。

（5）山地災害危険地区調査

市は関係機関と連携し、山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。

(6) 山地災害危険地区等の周知

市は、山地災害危険地区等の市地域防災計画への掲載、情報の提供及び現地への標示板の設置や広報活動等を行い、地域住民等への周知を行う。

4 関連調整事項

(1) 砂防治山岡山地方連絡調整会議

治山、砂防、河川、国有林治山等各々の防災事業について、相互間の調整を行い事業の効率化、適正化を図る。

(2) 岡山県総合土砂災害対策推進連絡会

山地災害危険地対策は、危険渓流の周知、警戒体制の整備等連絡調整して効果的に推進する。

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、第 3 節 土砂災害防止対策に定めるところによる。

第 2 節 造林対策

1 方針

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の保育や育成複層林施業及び長伐期施業等を普及啓発する。

2 主な実施機関

森林組合

森林所有者等

市（産業観光部）

3 実施内容

(1) 下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため適切な間伐等の保育を普及啓発する。

(2) スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林、育成複層林施業及び長伐期施業を普及啓発する。

4 関連調整事項

市は、効果的に普及啓発活動を実施するため、県、森林整備センター、おかやまの森整備公社等関係機関と連携を図る。

第 3 節 土砂災害防止対策

1 方針

大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときは、市長は気象警報により警戒レベル 3 の発令の判断を行い、住民の自主避難を支援する。

さらに、重大な土砂災害の急迫している状況においては、市長は土砂災害警戒情報により警戒レベ

ル 4 を発令し住民に避難指示を行う。

2 主な実施機関

中国地方整備局

岡山地方気象台

県（土木部、県民生活部、環境文化部、農林水産部、危機管理課）

市（建設部、産業観光部）

3 実施内容

（1）土砂災害危険箇所等の点検

市は、県と連携して土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。また梅雨時期及び台風期には、市及び消防本部等において、巡視点検を行う。

市は、上記危険箇所について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及、警戒避難の啓発を図る。

〔土砂災害危険箇所〕

- ・土砂災害警戒区域（土石流）、土砂災害特別警戒区域（土石流）
- ・土砂災害警戒区域（地滑り）、土砂災害特別警戒区域（地滑り）
- ・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

（2）「土砂災害防止法」に基づく調査・指定等

ア 基礎調査の実施

県は、「土砂災害防止法」の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」といい、それによる住民の生命、身体に生ずる被害を「土砂災害」という。）のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等について基礎調査を行うとともに、その結果を市に通知するとともに、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

イ 警戒区域等の指定

県は、基礎調査結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域（以下この節において「警戒区域」という。）として指定する。

また、県は、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講じるものとする。

（ア）住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

（イ）建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

（ウ）土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(エ) 勧告による移転者への支援等

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住民の建築の禁止等を行う必要が生じた場合、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を検討する。

ウ 警戒避難体制の整備等

市防災会議は、警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の項目について定めるものとする。

(ア) 土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項

(イ) 土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項

(ウ) 避難場所及び避難経路に関する事項

(エ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項

(オ) 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

なお、警戒区域内の要配慮者が利用する施設で土砂災害のおそれがあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

警戒区域の指定を受けた場合は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講じる。基礎調査の結果、警戒区域に相当することが判明した区域についても、警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(3) 盛土による災害の防止対策

市及び県は、崩落の危険がある盛土を発見した場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

4 土砂災害防止施設の整備促進

(1) 砂防対策

土石流危険渓流における山地の荒廃等による土石流を捕捉するための砂防堰堤工事、渓流の縦横侵食による土砂流出抑制のための渓流保全工事等の対策工事の推進について、県と連絡を密にし、危険渓流の解消に努め、災害の未然防止を図る。また、丘陵地等の開発に伴う砂防指定地内の行為に対する監視の強化を県と協力し、推進することとする。

(2) 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条の規定により、県知事が指定することとなっている。

市は、急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れのおそれのある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、急傾斜地の崩壊防止に努める。

(3) 地すべり防止対策

地すべり防止区域は地すべり等防止法第3条の規定により、主務大臣が指定することとなっている。

市は、地すべり危険箇所等地すべりのおそれのある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、地すべり災害の防止に努める。

(4) 崖崩れ及び土砂流出防止対策

宅地造成に伴い崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれが大きい土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として県知事が指定できているが、これら指定区域外においても、梅雨・台風期等には、消防団を中心に特別パトロールを実施し、その状況を市や県に連絡するとともに、必要に応じて地域住民に周知させ、災害発生に備える。

(5) 移転対策

急傾斜地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転事業の促進を図る。

ア 集団移転促進事業

豪雨、洪水等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある住居の集団的な移転の促進を図る。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

真庭市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金により危険住宅の移転の促進を図る。

第4節 河川防災対策

1 方針

洪水等による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を計画的に推進する。また、水位周知河川については、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、避難判断水位及び洪水による災害の発生を特に警戒すべき氾濫危険水位に当該河川水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。また、河川改修だけでは限界があるため、住民の避難行動を促すことを目的に水位計の充実などソフト対策にも努める。

2 主な実施機関

中国地方整備局（岡山河川事務所）

岡山地方気象台

県（土木部）

市（建設部）

水防管理者

3 実施内容

(1) 被害軽減を図るための措置

ア 洪水浸水想定区域の指定、公表等

県は、水位周知河川について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水継続時間等を明らかにして公表しており、本市では、旭川、目木川、備中川、関川が対象となり、洪水浸水想定区域が指定されている。

また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市等へ浸水想定情報を提供するよう努める。

イ 円滑かつ迅速な避難の確保

市防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があった場合には、市防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

また、市地域防災計画において、次の施設の名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防団の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(ア) 要配慮者利用施設等

高齢者、乳幼児等の要配慮者が主に利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

(イ) 大規模工場等

大規模な工場その他の地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するものであって、所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(2) 河川改修事業等の実施

ア 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、補修及び護岸、水制、根固工の修繕並びに堆積土砂の除去等を実施する。また、緊急度の高い箇所から樹木伐採等を実施する。

イ 河川改修

河積の拡大や河道の安定を図るため、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、護岸・しゅんせつ、水制等を施工するとともに、流域内の洪水調整施設により洪水調節を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。また、浸水実績等を踏まえ、緊急性の高い箇所から優先的・段階的な河川整備に努める。

ウ 流域治水

気候変動の影響により激甚化・頻発化している水災害に備えるため、堤防整備や河道掘削などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」を推進する。

また、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調整に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を活用し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

4 関連調整事項

(1) 危険箇所の実態把握

水源から河口に至る水系全流域について一貫した危険箇所の実態を把握するとともに、特に、慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。

(2) 利水施設の設置及び運営

発電やかんがい用のダム等利水施設の設置及び運営は治水との総合調整を考慮し、水源から河口まで一貫した観点で、適切に行うよう考慮する。

(3) 他事業との調整

ア 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。

イ 都市排水や農地排水など排水対策事業との調整を行うよう考慮する。

(4) 堤防及び付属施設の管理の徹底についても考慮する。

第5節 雨水出水対策

1 方針

雨水出水による災害を未然防止し、被害の軽減を図るため、水防法第14条の2第1項及び第2項に規定する排水施設について、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に当該排水施設の水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。

2 主な実施機関

県（土木部）

市（建設部）

3 実施内容

(1) 被害軽減を図るための措置

ア 雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）情報

市は、水位周知下水道について、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

イ 雨水出水浸水想定区域の指定、公表等

市は、水防法第 14 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する排水施設について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び水深、浸水継続時間等を明らかにして公表する。

ウ 円滑かつ迅速な避難の確保

（ア）市防災会議は、雨水出水浸水想定区域の指定が有った場合には、市防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他雨水出水時の円滑迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、洪水による浸水想定区域の取り扱いに準じ、要配慮者利用施設等、大規模工場等の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

（イ）雨水出水浸水想定区域をその区域に含む市は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに雨水出水浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、雨水出水による浸水に対応したハザードマップの作成等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(2) 雨水出水対策事業の実施

浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠等の新設又は改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。

また、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

第 6 節 ため池等農地防災対策

1 方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて市土の保全に資する。

2 主な実施機関

中国四国農政局
県（農林水産部）
市（産業観光部）
土地改良区

3 実施内容

（1）ため池整備

市は、関係機関と連携し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、下流への影響度や老朽度、緊急性など優先度を定めた上で、市町村と連携しながら、改修や廃止など必要な対策を効果的かつ効率的に進める。また、市は、防災重点農業用ため池について、順次ハザードマップを作成し住民等周知するよう努める。

（2）湛水防除

市は、関係機関と連携し、流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、排水機、樋門、排水路等の新設、改修や各施設の老朽化による能力の低下や故障の発生防止のための計画的な予防保全対策を実施する。

（3）用排水施設整備等

市は、関係機関と連携し、自然的、社会的状況の変化への対応、湖沼等からの越水及び地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、排水機、樋門、水路、堰堤等の新設、改修を計画的に実施する。また、排水路については、市町村等の管理者が適切な維持管理により排水機能の確保に努める。

（4）土砂崩壊防止

市は、関係機関と連携し、土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために擁壁、土砂ダム堰堤、水路等の新設、改修を行う。

（5）地すべり対策

市は、関係機関と連携し、地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

4 関連調整事項

（1）ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。

（2）農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

（3）土砂災害防止法の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、「第3節 土砂災害防止対策」に定めるところによる。

第7節 都市防災対策

1 方針

都市計画区域における災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した、都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進める。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

2 主な実施機関

県（土木部）

市（建設部）

3 実施内容

都市計画マスタープラン等において、都市づくりの方針に「都市防災の基本方針」を掲げ、以下の施策を実施する。

（1）都市施設の整備促進

都市計画区域において、都市災害を防止し、適正で秩序ある土地利用を図るため、地域地区等を定めるとともに、防災面に配慮して道路、公園、下水道等の都市施設の整備を推進する。

ア 市街地道路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時には緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通を確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

イ 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

（2）都市排水対策の推進

浸水に強い安全で安心な町づくりのために、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

ア 公共下水道事業（雨水）

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

イ 公共下水道事業（污水）

公共用水域の水質保全を図るとともに、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、市街地における雨水排除を図り、予想される被害を未然に防止する。

(3) 都市防災対策の推進

防火地域の指定、市街地再開発事業及び住宅地区改廃事業の推進並びに宅地造成等の規制、災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。

ア 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、市が地域を指定し、必要な規制を行う。

イ 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれ著しい区域については、県が宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

ウ 災害危険区域の指定及び対策

出水、土石流、地すべりまたは急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域について、県に対し災害危険区域の指定を要請し、居住の用に供する建築物の建て替え又は新築を原則として禁止するとともに、危険度の高い箇所から優先的に防止工事等を施行し、市民の人命及び財産の保全に努める。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既定市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

エ 災害に強いまちの形成

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

(4) 防災建築物の整備促進

都市計画区域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。

ア 公共建築物の不燃化、耐震化

公営住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化、耐震化を図る。

イ 優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

(5) 建築物の安全性の確保

ア 安全対策

国、県、市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

イ 空家対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

4 関連調整事項

(1) 都市施設の整備

街路の整備、公園緑地の整備、下水道の整備等の都市計画事業の相互の連携を図り、防災面にも配慮した安全で住みよい都市の早期整備に努める。

(2) 都市排水対策の推進

効率的な都市排水対策を実施するためには、河川改修事業等との整合が必要であり、関係機関との計画段階及び事業実施段階において調整を行う。

第8節 地盤沈下対策

1 方針

地盤沈下の主要原因と考えられる地下水の採取を規制することを重点とし、地下水転換用の代替水の整備を図るとともに、既に沈下して被害の発生のおそれのある地域については、防災対策等必要な措置を講じる。

2 主な実施機関

中国地方整備局

県（環境文化部、土木部）

市（生活環境部、建設部）

3 実施内容

(1) 地下水汲上げの規制

市は、県等の関係機関と連携し、地下水の採取により、地盤が沈下し、若しくは沈下するおそれのある区域又は他の区域の地盤の沈下に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある区域を揚水規制区域として指定し、地下水汲上げの規制を実施する。

(2) 堤防の嵩上げ等

地盤沈下の起っている地域においては、河口ポンプの増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防の嵩上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。

(3) 代替水の整備

地下水汲上げの代替措置として工業用を始めとする各用途に必要な施設の整備を図る。

4 関連調整事項

(1) 地盤沈下についての実態調査を積極的に推進するよう考慮する。

(2) 現に地盤沈下の起っている地域においては、暫定的に堤防の嵩上げ等の防災対策を進めるよう考慮する。

第9節 文教対策

1 方針

園児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を確保し、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

2 主な実施機関

県（総務部、教育委員会）

各学校管理者

市（健康福祉部、教育委員会）

3 実施内容

（1）防災上必要な組織の整備

学校等は、災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

（2）防災上必要な教育の実施

市及び県は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限度に止めるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災知識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ 防災知識の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

(3) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、市及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡に関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。さらに市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

(4) 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

(5) 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

(6) 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

第 10 節 文化財保護対策

1 方針

文化財の保護のため住民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 主な実施機関

県（教育委員会）

市（教育委員会）

3 実施内容

- （1）文化財に対する住民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。
- （2）文化財の所有者や管理者に対し、防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。
- （3）適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- （4）自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
- （5）文化財及び周辺の環境整備を実施する。

第4章 事故災害予防対策

第1節 道路災害予防対策

1 方針

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

2 主な実施機関

西日本高速道路株式会社（中国支社）

県（土木部、農林水産部）

市（建設部、産業観光部）

県公安委員会、県警察

3 実施内容

（1）道路防災対策

ア 実施機関は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。

イ 災害時の緊急活動を円滑にするため、国道、県道等幹線道路のネットワーク機能の向上や主要拠点間のアクセス強化など、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

ウ 山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるので、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。

（2）トンネル事故防止対策

トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。

（3）情報の収集連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

（4）迂回路となる林道の整備

国道、県道、市道が被災して交通が遮断した場合、迂回路となる林道の整備を実施する。

4 関連調整事項

関係者は、陸上における交通施設について、道路施設等の点検を通じ、道路現況の把握に努めるとともに、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう配慮する。

第2節 大規模な火災予防対策

1 方針

大規模な火災の発生の防止や、大規模な火災から住民を守るため、災害に強いまちづくりの推進、消防施設・設備等の整備を図る。

2 主な実施機関

事業者

県（消防保安課、農林水産部、土木部）

市（危機管理課、建設部、消防本部、消防団）

3 実施内容

（1）災害に強いまちの形成

ア 市及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消火水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

イ 市、県、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

ウ 市及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

（2）防災知識の普及

市、県、公共機関は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の普及を図る。

（3）消火活動関係

ア 市及び県は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 市及び県は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

ウ 市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第3節 林野火災の防止対策

1 方針

市民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

2 主な実施機関

近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

県（農林水産部、消防保安課）

市（産業観光部、消防本部）

森林組合等

3 実施内容

（1）林野火災予防意識の啓発

ア 山火事予防協議会等の開催

市は、山火事予防協議会等へ参加し、各関係機関、団体等と協調して山火事予防運動の徹底を図る。

イ 広報活動による啓発宣伝

市等は、林野火災の多発する時期に、山火事予防運動月間等を設定し、横断幕、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努める。

（2）警報伝達の徹底

ア 市は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知させなければならない。また、火災に関する警報を発した場合は、市火災予防条例で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

イ 市、県及び消防機関は、気象予報及び警報等の伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発表する乾燥注意報及び火災気象通報を接受したときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。

（3）巡視、監視の強化

市は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び山火事多発期は、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

（4）火入れ指導の徹底

火入れに当たって、市は、火入れに関する条例及び市火災予防条例等を厳守させ、火災警報等発令時には、火入れを制限し、乾燥注意報、強風注意報等発表時には、自粛を呼びかける。

（5）森林の防火管理の徹底

ア 森林所有者、森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

イ 市及び県は、森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び既設の望楼、標板等の保護、管理並びに設置を指導する。

(6) 消防施設の整備

ア 市は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。

イ 市及び県は、防火線としての役割をもたせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。

ウ 公有林管理者は、防火標識等火災予防施設の整備を図る。

(7) ヘリコプターによる空中消火体制の整備

市及び県等は平素から消防防災ヘリコプターによる空中消火活動につき、連携訓練や活動拠点の整備を行い、空中消火体制の確立を図る。

4 関連調整事項

諸施設等の整備に当たっては、各機関相互で連絡調整し適切に配置できるよう考慮する。

第4節 危険物等保安対策

1 方針

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

2 主な実施機関

危険物等施設の所有者、管理者、占有者

危険物等輸送事業者

中国経済産業保安監督部

県（消防保安課、保健医療部）

市（消防本部、生活環境部）

県警察

3 実施内容

危険物等施設の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより危険物等による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

市・県は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、危険物等による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 日常点検、定期自主検査等の効果的な実行を図るため点検事項、点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。

イ 自衛消防隊の設置等自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図る。

ウ 漏えい、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び防除資機材等の備蓄を推進する。

エ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並び

に被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

(2) 保安意識の高揚

市及び県は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに法令等の講習会等を実施する。

(3) 保安の強化

ア 市及び県は、関係法令の定めるところにより危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。

イ 市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

(4) 事故原因の究明

市・県及び事業者は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 危険物等の大量流出時の対策

ア 市及び県は、危険物等が大量に流出した場合に備えて防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 市及び県は、危険物等が大量に流出した場合に備えてオイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。

ウ 市及び県は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

(6) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

第5節 高圧ガス保安対策

1 方針

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の強化を図る。

2 主な実施機関

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者、高圧ガス輸送事業者

中国四国産業保安監督部

県（消防保安課）

市（消防本部）

3 実施内容

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところによ

り高圧ガスによる事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

中国四国産業保安監督部・県・市は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、高圧ガスによる事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 保安意識の高揚

市及び県は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

- ア 高圧ガス保安法等関係法令の周知
- イ 保安講習会、研修会の開催
- ウ 高圧ガスの取扱指導
- エ 高圧ガス保安活動促進週間の実施

(2) 保安指導の強化

市及び県は、関係法令の定めるところにより高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

- ア 製造施設又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化
- イ 製造施設又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

(3) 事故原因の究明

市・県及び事業者は、高圧ガスの事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

第6節 火薬類保安対策

1 方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

2 主な実施機関

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者
火薬類輸送事業者
中国四国産業保安監督部
県（消防保安課）
市（消防本部）
県警察

3 実施内容

市・県は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。

(1) 保安意識の高揚

市及び県は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

ア 火薬類取締法等関係法令の周知

イ 保安講習会、研修会の開催

ウ 火薬類の取扱い指導

エ 危害予防週間の実施

(2) 事故原因の究明

市、県及び事業者は、火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

第5章 複合災害対策

1 方針

市、県等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

2 主な実施機関

県

市（危機管理課、消防本部、消防団）

防災関係機関

3 実施内容

（1）対応計画の作成

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

（2）訓練の実施

様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第6章 防災活動の環境整備

第1節 防災訓練

1 方針

災害を最小限度に止めるためには、市・県を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

このため、市及び県は、防災関係機関、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア等、地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、住民の防災意識の高揚を図る。その際、女性の参画促進に努める。

2 主な実施機関

県

市（全組織）

防災関係機関

自主防災組織、民間協力団体、地域住民

3 実施内容

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

（1）基礎防災訓練の実施

ア 水防訓練

市（水防管理団体）は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。なお、土砂災害に対する訓練の同時実施も検討するものとする。

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行う場合が考えられるので、次により十分訓練を行うこ

ととする。

(ア) 実施事項

- a 観測
- b 通報
- c 作業工法
- d 輸送
- e 樋門・陸閘等の開閉操作
- f 避難

(イ) 実施時期

出水期までに実施する。

イ 消防訓練

市は、市の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、県、他の市町村及び消防関係機関等と合同して実施する。

ウ 避難・救助訓練

市その他防災関係機関、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場等多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

エ 情報収集伝達訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、さまざまな条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

オ 通信訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

カ 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団（水防団）等の非常招集訓練を必要に応じ実施する。

キ 危険物等特殊災害訓練

市、県及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

ク 避難所開設・運営訓練

市及び県は、新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(2) 総合防災訓練の実施

上記各種の基礎防災訓練を総合化して、防災関係機関、地域住民及びNPO・ボランティア等が参加して、総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期……防災週間など訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所……災害の発生するおそれのある場所など訓練効果のある場所を選んで実施する。

ウ 実施の方法……市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民等が一体となって、同一想定に基づき、災害応急対策訓練を実施する。

(3) 水害対応訓練

出水期を前に、風水害等災害への対応能力の向上を図るため、県・防災関係機関等と連携し、役割に応じた適時適切な対策訓練を実施する。この際、住民避難等の実動訓練との連携に努める。

- ・ タイムラインの作成訓練
- ・ 防災配備体制の段階的強化訓練
- ・ 情報の収集・伝達訓練
- ・ 災害対策本部会議訓練
- ・ 避難指示等の発令・伝達訓練
- ・ 避難及び避難所運営訓練

(4) 自主防災組織の訓練

自主防災組織の訓練計画の指導、助言に努める。

(5) 教育機関の訓練

教育機関は、就学期に防災意識を高めるために教育現場での防災訓練を行うものとする。

ア 学校・園は、子どもたちの発達段階に応じた訓練計画を策定し訓練を実施する。

イ 教職員は、学校が避難場所等になることを想定した訓練に努める。

第2節 防災知識の普及

1 方針

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行

政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会のさまざまな主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう冷静に行動することが重要であり、災害を最小限度にとどめるためには、直接被害を受ける立場にある市民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、市、県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び県等では、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災知識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水範囲等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

2 主な実施機関

県

市（全組織）

防災関係機関

日本赤十字社岡山県支部

県・市社会福祉協議会

自主防災組織等

3 実施内容

（1）防災教育

ア 住民に対する防災教育

（ア）市及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難

行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

具体的には、ハザードマップ、パンフレット等の作成配布や防災に関する研修会、映画会、パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等を周知し、地域住民の防災意識の高揚を図る。また、災害時の避難のタイミングや時系列に整理した自分の行動等を記入したカード、計画表等の作成を促進するなど、適切な避難行動につながる取組を進める。

特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。

なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図る。

教育機関及び民間団体等は、児童生徒、社員をはじめ、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等さまざまな媒体を活用してより魅力的な防災教育を行う。また、Webサイト等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障がいのある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

- (イ) 「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

- (ウ) 防災知識の普及の際には、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、要配慮者については、民生委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把

握や防災知識の普及に努めることとする。

また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進に向けた取組を実施する。

- (エ) 市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及を図る。
- (オ) 市及び県は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (カ) 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。
- (キ) 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るよう努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることについて周知徹底に努める。なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していても躊躇なく避難指示を発令する事態が生じること、また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。
- (ク) 市は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。
- ・ 浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等が地域の災害リスクや避難の必要性を理解できるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水

出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。

- ・ 土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- ・ 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

イ 教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、児童生徒及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努める。

また、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

ウ 職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対して、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、地域防災計画の内容、運用を始め関係法令・実務等に関する研修会等を実施する。

エ 企業における防災教育

従業員の防災意識の向上を図るため、企業の業務継続計画（ＢＣＰ）に関する社内研修や防災教育等の実施に努める。

(2) 防災広報

関係機関は、住民に対し、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどあらゆる機会をとらえ、積極的な普及啓発を行い、防災意識の高揚を図る。

(3) 防災ボランティア活動のための環境整備

防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

ア 市は、災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時から市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

イ 市及び県は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、災害中間支援組織、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

ウ 市及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

エ 市及び県は、社会福祉協議会、災害中間支援組織等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

オ 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

（４）防災週間等における啓発事業の実施

市、県、防災関係機関においては、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、市民に対する啓発活動を実施し、水防、土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

〈各種の予防運動実施時期〉

- ・防災とボランティア週間（１月１５日～２１日）
- ・防災とボランティアの日（１月１７日）
- ・春季全国火災予防運動期間（３月１日～７日）
- ・建築物防災週間（３月１日～７日、８月３０日～９月５日）
- ・山火事予防運動月間（３月１日～３１日）
- ・水防月間（５月１日～３１日）
- ・山地災害防止キャンペーン（５月２０日～６月３０日）
- ・がけ崩れ防災週間（６月１日～７日）
- ・土砂災害防止月間（６月１日～３０日）
- ・危険物安全週間（６月第２週）
- ・火薬類危害予防週間（６月１０日～１６日）
- ・河川水難事故防止週間（７月１日～７日）
- ・道路防災週間（８月２５日～３１日）

- ・防災週間（８月３０日～９月５日）
- ・防災の日（９月１日）
- ・救急の日（９月９日）
- ・救急医療週間（９月９日を含む１週間）
- ・国際防災の日（１０月の第２水曜日）
- ・高圧ガス保安活動促進週間（１０月２３日～２９日）
- ・津波防災の日（１１月５日）
- ・秋季全国火災予防運動期間（１１月９日～１５日）
- ・雪崩防災週間（１２月１日～７日）

第３節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化

１ 方針

自然災害やますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この住民の隣保共同の精神に基づく、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生ずる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

２ 主な実施機関

県（危機管理課・消防保安課）

市（危機管理課、消防本部、消防団）

３ 実施内容

（１）自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や、自助・共助・公助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア 平常時の活動

（ア）防災知識の普及

- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備
- (オ) 要配慮者の把握

イ 災害時の活動

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 初期消火等の実施
- (ウ) 救助・救急の実施及び協力
- (エ) 避難誘導の実施
- (オ) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- (カ) 要配慮者の支援

(2) 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化

- ア 市は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、自治会単位を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。その際、実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるように促す。
- イ 市は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格の取得の奨励等を行うなどにより、組織の強化を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。
- ウ 市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。
- エ 市は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。
- オ 市及び県は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

第4節 企業防災の促進

1 方針

災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動へ影響が生じるなど、大きな負のインパクトを与える懸念がある。さらに、中長期的には、生産の海外移転により雇用等に大きな影響を生じる可能性もある。このため、企業・組織の事業継続や供給網の管理など、企業防災の促進を図る。

2 主な実施機関

企業

県（危機管理課、産業労働部）

市（産業観光部、危機管理課）

3 実施内容

ア 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。

イ 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。また、自ら提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。

ウ ライフライン事業者は、災害時の施設機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧再生の整備、資機材の備蓄等に取り組む。

エ 市、県及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

オ 市及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。

カ 市及び商工会は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。

キ 市及び県は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

ク 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差

出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

ケ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。

コ 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

第5節 住民及び事業者の地区内の防災活動の推進

1 方針

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市地域防災計画に定め、「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。

2 主な実施機関

自主防災組織、地域住民

企業

市（危機管理課、産業観光部）

3 実施内容

ア 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。

イ 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

ウ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第6節 災害教訓の伝承

1 方針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、市及び県では、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

2 主な実施機関

県

市（教育委員会、危機管理課）

自主防災組織、地域住民

3 実施内容

ア 市及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えて、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。

イ 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が自主防災活動として災害教訓を伝承する取組を積極的に支援する。

第7章 要配慮者等の安全確保計画

1 方針

乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（私の避難プラン）の作成普及を促進し、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど、要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。

社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。

2 実施責任者

県（危機管理課、子ども・福祉部、県民生活部）

市（危機管理課、健康福祉部）

社会福祉施設等関係機関

3 実施内容

（1）要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等

ア 市は、災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるように、要配慮者の次のような詳細情報を、地域包括支援センターの活用等により、日頃から把握しておく。

（ア）居住地、自宅の電話番号

（イ）家族構成

（ウ）保健福祉サービスの提供状況

（エ）外国語による情報提供の必要性

（オ）視覚・聴覚に障がいのある人への適切な情報提供の必要性

（カ）近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。）

イ 要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、市役所はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障がいのある人の団体等とのつながりを保つ

よう努力するものとする。

また、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努める。

ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（私の避難プラン）の作成

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。災害時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画（私の避難プラン）を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用を推進する。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に関わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際の名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に関わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等、必要な措置を講じる。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑か

つ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議、調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

なお、市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に関し、次の事項を地域防災計画に定める。

(ア) 避難行動要支援者名簿

- a 避難支援等関係者となるもの
- b 名簿に登載するものの範囲
- c 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- d 名簿の更新に関する事項
- e 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置
- f 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- g 避難支援等関係者の安全確保
- h その他、避難行動要支援者名簿の作成及び利用に関して必要な事項

(イ) 個別避難計画

- a 優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方
- b 避難支援者等関係者となる者
- c 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- d 個別避難計画の更新に関する事項
- e 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置
- f 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- g 避難支援等関係者の安全確保
- h その他、個別避難計画の作成及び利用に関して必要な事項

(2) 福祉避難所の確保

市は、平常時から一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

その際、市は、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障がい者支援施設などと連携し、

障がいのある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町村と連携し、避難所の確保に努める。

さらに、市は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

なお、被災した園児、児童、生徒に関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。

（福祉避難所の施設整備の例）

- ・ 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障がい者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・ 通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・ 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

（福祉避難所の物資・器材の確保の例）

- ・ 介護用品、衛生用品
- ・ 飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・ 医薬品、薬剤
- ・ 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・ 車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

（３）避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

市は、福祉関係課、自主防災組織、自治会、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別避難計画の整備に努める。

また、市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

（４）防災知識の普及

ア 市は、県と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう指導する。

イ 市は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、障がい者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。

また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災意

識の普及に当たっては、外国人にも配慮する。

防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。

ウ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。

エ 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また、福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておく。

(5) 生活の支援等

ア 市は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等にかかる情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難計画を作成する。

(ア) 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項

(イ) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

(ウ) 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項

(エ) 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

(オ) 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項

(カ) 指定避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障がい者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項

(キ) 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

(ク) 避難所・在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

イ 住民は、自治会、町内会、民生委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。

住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活についての知識の習得に努める。

ウ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

エ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者

に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(6) 連絡体制等の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第8章 防災対策の整備・推進

第1節 防災に関する調査研究の推進

1 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携の下に地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

2 重点を置くべき調査研究事項

(1) 危険地域の実態把握

法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

ア 水害危険地域の把握

イ 地すべり危険地域の把握

ウ 急傾斜地崩壊危険地域の把握

エ 雪崩危険地域の把握

オ 火災危険地域の把握

カ その他災害危険地域の把握

(2) 危険地域の被害想定

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう、市内の各地域について、関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果及び過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

3 防災研究成果の活用

市は、国・県等で実施した防災に関する研究成果等をも踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

また、住民等の防災対策の向上に有効な研究成果については、積極的に啓発を図る。

第2節 緊急物資等の確保計画

1 物資の備蓄・調達

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、

ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

2 体制の整備

市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

市及び県は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

3 被災地支援に関する知識の普及

市及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

第3節 公共用地等の有効活用

- 1 市及び県は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。
- 2 市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第4節 被災者等への的確な情報伝達活動

- 1 市及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。
- 2 市及び県は、告知放送、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。
- 3 市及び県は、報道機関及びポータルサイト運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Ｌアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- 4 市及び県は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- 5 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。
- 6 市及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- 7 市、県及び放送事業者等は、気象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。
- 8 国、県、市及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
- 9 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。
- 10 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

第 3 編 災害応急対策計画

第 1 章 防災組織・防災体制

第 1 真庭市防災会議

真庭市の地域に係る防災に関し、市及びその他の防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務について、防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法及び真庭市防災会議条例(平成 17 年条例第 250 号)に基づき、市の附属機関として真庭市防災会議を設置し、市の地域に係る地域防災計画を作成及びその実施を推進すること、また、市長の諮問に応じて当該市域に係る防災に関する重要事項を審議し、災害発生時における緊急措置並びに災害応急対策等に関する各種計画の作成及び実施の推進を図る。

1 組織

会長	市 長
委員	指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 岡山県の知事の部内の職員で市長が任命する者 岡山県の警察官で市長が任命する者 市長がその部内の職員のうちから指名する者 教育長 消防長 消防団長 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 所掌事務

- (1) 真庭市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 地域防災計画の作成又は修正

- (1) 計画の作成又は修正

真庭市防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、地域防災計画を作成し、随時同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正する。

修正に当たっては、国の防災基本計画及び県防災計画を参考とするとともに、特に県地域防災計画において、計画事項として示すものについては、市域での実情に応じた細部の計画を定める。

さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と、自発的協力が得られるよう努める。

(2) 計画の周知

本計画は、市職員及び防災関係機関に周知徹底させるとともに、計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知する。

第2 防災体制の概要

気象または事故災害等の状況に応じて、注意体制（1号）、警戒体制（2号）、特別警戒体制（3号）、非常体制（4号）により応急対策に対処することとして、警戒配備要領、初動マニュアルによる参集体制の整備等の防災活動に即応できるよう定める。

設置、廃止の基準

組織	基 準	
	設 置	廃 止
注意体制（1号）	① 大雨または洪水、大雪の各注意報のいずれか1つ以上が発表されたとき ② 旭川、新庄川、月田川、目木川、備中川にある水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇を認めるとき ③ その他、災害が発生するおそれがあり、危機管理監が必要と認めたとき	① 注意体制の原因となった気象予報が解除されるなど、予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき ② 発生した災害・応急対策がおおむね完了したと認めるとき ③ 大雨、洪水、暴風、大雪の各警報のひとつ以上が発表されたり、災害が発生したりして注意体制から警戒体制への移行や災害対策本部の設置が必要となったときは、注意体制を解消して、警戒体制または非常体制の配備へ移行する
警戒体制（2号）	① 大雨、洪水、暴風、大雪警報のいずれか1つ以上が発表されたとき ② 真庭市内の雨量観測地点で1時間雨量が50mm以上観測されたとき ③ 水防警報が発表されたとき ④ 局地豪雨、豪雪、火事、爆発その他重大な事故が発生したとき ⑤ その他大規模な災害が発生または切迫し、副市長が必要と認めたとき	① 警戒体制の原因となった気象警報が解除されるなど、災害発生のおそれがなくなったとき ② 発生した災害・応急対策がおおむね完了したと認めるとき ③ 大規模な災害が発生して災害対策本部の設置が必要となったときは、警戒本部を解消して、特別警戒体制または非常体制の配備に移行する

組織	基 準	
	設 置	廃 止
特別警戒体制 (3号)	① 気象や河川の状況等により、相当規模の災害発生が予測されるとき（災害救助法の適用基準に相当する災害） ② 市内の雨量観測地点で1時間雨量が100 mm以上観測されたとき ③ 旭川（勝山・落合）、新庄川（江川）、月田川（月田石原）、目木川（目木）、備中川（下方）にある水位観測所において氾濫注意水位を突破し、洪水が生ずるおそれがあるとき ④ 土砂災害警戒情報が発表されたとき ⑤ 重大な事故災害が発生したとき ⑥ その他市長が必要と認めたとき	① 特別警戒体制の原因となった気象警報が解除されるなど、災害発生のおそれがなくなったとき ② 発生した災害・応急対策がおおむね完了したと認めるとき ③ 大規模な災害が発生して災害対策本部の設置が必要となったときは、特別警戒本部を解消して、非常体制の配備に移行する
非常体制 (4号)	① 真庭市に特別警報が発表され、かつ市長の指示があったとき ② 旭川（勝山・落合）、備中川（下方）にある水位観測所において、氾濫危険水位を超え洪水が生じ、さらに1時間雨量で80 mm以上の降雨量が予想されるとき ③ 市内で災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき ④ 大規模事故等が発生し、市長が必要と認めたとき ⑤ その他の災害（大規模火災、山火事、雪崩、がけ崩れ等）が発生し、市長が必要と認めたとき	① 予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき ② 発生した災害・応急対策がおおむね完了したと認めるとき ③ 災害対策本部を設置し、または廃止したときは公表するとともに、美作県民局等関係機関に通報する

防災体制の任務と配置内容

組織	任 務	配 置 内 容
注意体制 (1号)	① 主として気象情報等の情報収集、連絡活動を行い連絡調整に万全を期する ② 災害対策連絡室の設置に必要な備品類は、連絡リスト、メモ帳、全県地図、市管内図を用意する	① 防災関係課の職員をもって、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする ② 防災関係課の職員は当番制とする ③ 各振興局等については、防災関係課の職員をもって連絡調整にあたる

組織	任 務	配 置 内 容
警戒体制 (2号)	① 危険区域に対する巡視警戒活動機能の確立を図り、被害情報収集、災害応急措置を実施する ② 被害状況の取りまとめ及び発表・報告、その他所要の連絡調整にあたる	① 全部局長、防災関係課の課長、課別災害対応指定職員及び防災担当職員をもって、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする
特別警戒体制 (3号)	① 危険区域に対する巡視警戒活動機能の確立を図り、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施する ② 事態の推移に伴い速やかに災害対策本部、現地災害対策本部を設置できる非常体制（4号）を整える	① 全部局長・課長、防災関係職員、課別災害対応指定職員、消防団（団長・副団長及び幹部団員）は自動参集し、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。
非常体制 (4号)	① 水防その他の緊急災害予防に関すること ② 災害救助その他の民生安定に関すること ③ 災害の緊急復旧に関すること ④ 災害時の公安に関すること ⑤ その他防災に関する事項	① 災害対策本部の組織のとおり

第3 真庭市災害対策本部

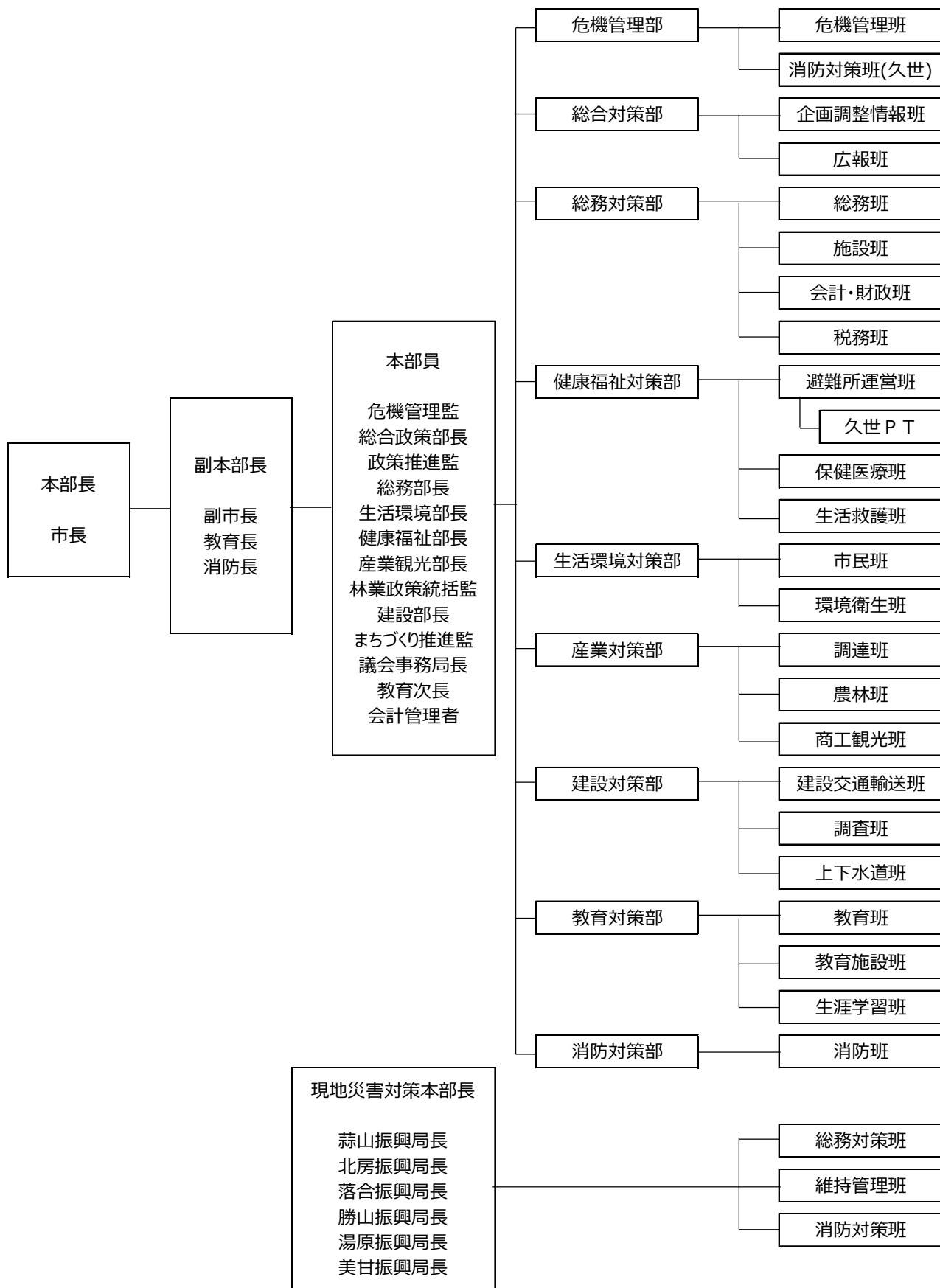
市域の全部または一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは、非常体制として災害対策基本法の規定により、市地域防災計画の定める真庭市災害対策本部、現地災害対策本部を設置する。市災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

1 災害対策本部の連絡先

災害対策本部が設置された場合は、市は、各機関に各本部の設置を通知することとする。

連絡先	所在地	電話
美作県民局	津山市山下 53	0868-23-1214
美作県民局真庭地域事務所	真庭市勝山 591	0867-44-7560
真庭警察署	真庭市江川 821-1	0867-44-6110
岡山河川事務所	岡山市北区鹿田町 2-4-36	086-223-5101
中国電力ネットワーク(株)津山ネットワークセンター	津山市上河原 208-3	0120-410-774

2 災害対策本部の組織



3 本部会議

災害対策本部長は、速やかに本部会議を開催する。副本部長及び本部員は、各部の班員の参集状況及び応急活動の緊急措置事項を報告する。現地災害対策本部（振興局等）は、現地災害対策本部長の指示にもとづいて、現地災害対策本部会議を開催し、所管区域内の一次情報の入手に努める。

(1) 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。なお本部員が公務などで出席できない場合は、代理が出席する。

本部会議の進行は、危機管理班長が行い、本部長が総括して進める。

(2) 本部会議の協議事項

本部会議の協議事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 職員の参集状況、初動体制に関すること。
- イ 振興局等の一次被害情報の収集、被害調査に関すること。
- ウ 人的な被害状況に関すること。
- エ 家屋等の被害状況に関すること。
- オ ライフライン（電気、ガス、上水道、電話等）の被害状況に関すること。
- カ 医療機関の被害状況に関すること。
- キ 学校・園等教育機関の被害状況に関すること。
- ク 道路、橋りょうの損壊状況に関すること。
- ケ 鉄道、バス等公共交通機関の被害状況に関すること。
- コ 避難指示及び避難誘導に関すること。
- サ 避難所の開設、避難場所の利用状況に関すること。
- シ 振興局等への応援職員の派遣に関すること。
- ス 振興局等への物資供給の手配及び緊急輸送路の確保に関すること。
- セ 負傷者への応急医療活動に関すること。
- ソ 自衛隊、県及び他の市町村への派遣要請に関すること。
- タ 災害救助法の適用に関すること。
- チ 災害対策経費に関すること。
- ツ ボランティア、自主防災組織への協力要請に関すること。

第4 現地災害対策本部

1 現地災害対策本部の設置及び本部長の指名

市長は、災害対策本部と被災現場が遠く離れている場合を想定し、振興局等に現地災害対策本部を設置し、振興局長等を現地災害対策本部長に指名する。

2 事務分掌

現地災害対策本部長は、現地災害対策本部会議を開催し、速やかに所管区域内の災害発生状況、被害状況、地域住民の安否確認などの一次被害情報の収集に努める。

収集した情報については、内容を確認（人的被害は注意）し、災害対策本部（危機管理班）に報告する。報告は、各種通信機器及び岡山県総合防災情報システムにて行う。

システムが使用できない場合は、災害発生通報（様式 1-1）に記入し各種の伝達手段を活用する。現地災害対策本部の事務分掌は次のとおりとする。

- ア 現地災害対策本部会議を開催
- イ 所管区域内の災害情報、被害状況の収集
- ウ 住民の安否確認
- エ 避難所の開設準備
- オ 本庁災害対策本部との連絡調整
- カ 応急活動に必要な職員の派遣要請
- キ その他災害応急対策実施について必要な事項

3 各機関との関係

現地災害対策本部会議で協議した応急対策は、本庁災害対策本部に報告し、災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑な実施の推進に努めるものとする。

第5 職員の動員・参集

1 勤務時間中における動員・参集

非常体制（4号）が発令された場合、班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、総務班を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

動員・参集における留意点は次のとおりとする。

- ア 常に災害に関する情報、対策本部関係の指示に注意する。
- イ 不急の行事、会議、出張等は中止する。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しない。
- エ 勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにする。

2 勤務時間外及び休日における動員・参集

(1) 勤務場所への参集

本部長から災害対策本部設置の発令を受けた総務班長（総務課長）は、直ちに本庁各班長に班員全員の勤務場所への参集を指示する。各班長は、既に配備についている班員を通じ残る班員に勤務場所への参集を指示する。

本部長から現地災害対策本部設置の発令を受けた振興局長等は、直ちに総務対策班長（地域振興課長）に班員全員の勤務場所への参集を指示する。総務対策班長は既に配備についている班員を通じ残る班員に勤務場所への参集を指示する。

(2) 参集が困難な場合

交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの庁舎へ参集し、班長への連絡に努めるとともに、当該庁舎にいる班長の指示により、応急救護活動に従事する。

(3) 一次被害情報の把握

参集途上において収集できる一次被害情報を把握し、班長に報告する。

(4) 被害情報の報告

班長は、班員の参集状況、参集途上に班員が収集した一次被害情報を危機管理班に報告する。

3 動員・参集における注意事項

動員・参集においては、次の点に注意する。

- ア 服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装する。
- イ 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集する。
- ウ 参集途上においては、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、水害、水防活動の状況、ライフライン状況等の一次被害情報を収集する。
- エ 参集途上における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考える。
- オ 勤務場所への参集途中において、火災の発生または人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、人命の救援・救出を優先し、救援・救出後には、できる限り迅速な参集を行う。
- カ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの庁舎へ参集し、班長への連絡に努めるとともに、応急救護活動に従事する。
- キ 必ず家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。
- ク 自らの言動で住民に不安、誤解を与えないこと。

第2章 防災活動

第1 予報及び警報等

1 方針

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象台等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

2 実施責任者

大阪管区気象台長

岡山地方気象台長

岡山河川事務所長

知事（土木部、危機管理課）

市長（危機管理課）

3 実施内容

（1）予報及び警報等の対象区域並びに種別

災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び住民に伝達すべき予報及び警報等の対象区域並びに種別は次のとおりである。

ア 予報及び警報等の対象区域

（ア）細分区域

（府県予報区） （一次細分区域） （二次細分区域）

岡山県

北 部

真庭市

（イ）細分区域対象市町村名

北部：真庭市、新庄村、津山市、新見市、鏡野町、美咲町、久米南町、美作市、勝央町、
奈義町、西粟倉村

※警報や注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、真庭市、新庄村をまとめて「真庭地域」として扱う場合もある。

イ 気象に関する予報及び警報等の種別

（ア）気象注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を注意して行う予報。

大雨及び洪水注意報は警戒レベル2。

（イ）気象警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を警戒して行う予報。

大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があると

される警戒レベル 3 に相当。

(ウ) 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報。

大雨特別警報は災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。

(エ) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。台風情報、大雨情報等がある。

(オ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(カ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。

(キ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
------------	---

（ク）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

（2）洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。洪水のおそれがあると認められるときは、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は備前県民局と岡山地方気象台が共同して発表するものである。警戒レベル2～5に相当。

（3）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、岡山県と岡山地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

（4）土砂災害緊急情報

土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

（5）水防警報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長又は関係県民局長が水防活動を行う必要があると認めて発表するものである。

（6）特別警戒水位（氾濫危険水位）情報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通省、知事又は市長が定めた「水位周知河川」、「水位周知下水道」において、洪水、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき特別

警戒水位に達したときに、中国地方整備局（岡山河川事務所）、関係県民局又は市が関係機関にその旨通知するものである。

(7) 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに岡山地方気象台が岡山県知事に対して通報し、岡山県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

(8) 火災警報

消防法に基づき、市長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発令するものである。

第 2 通信連絡

1 方針

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

2 実施責任者

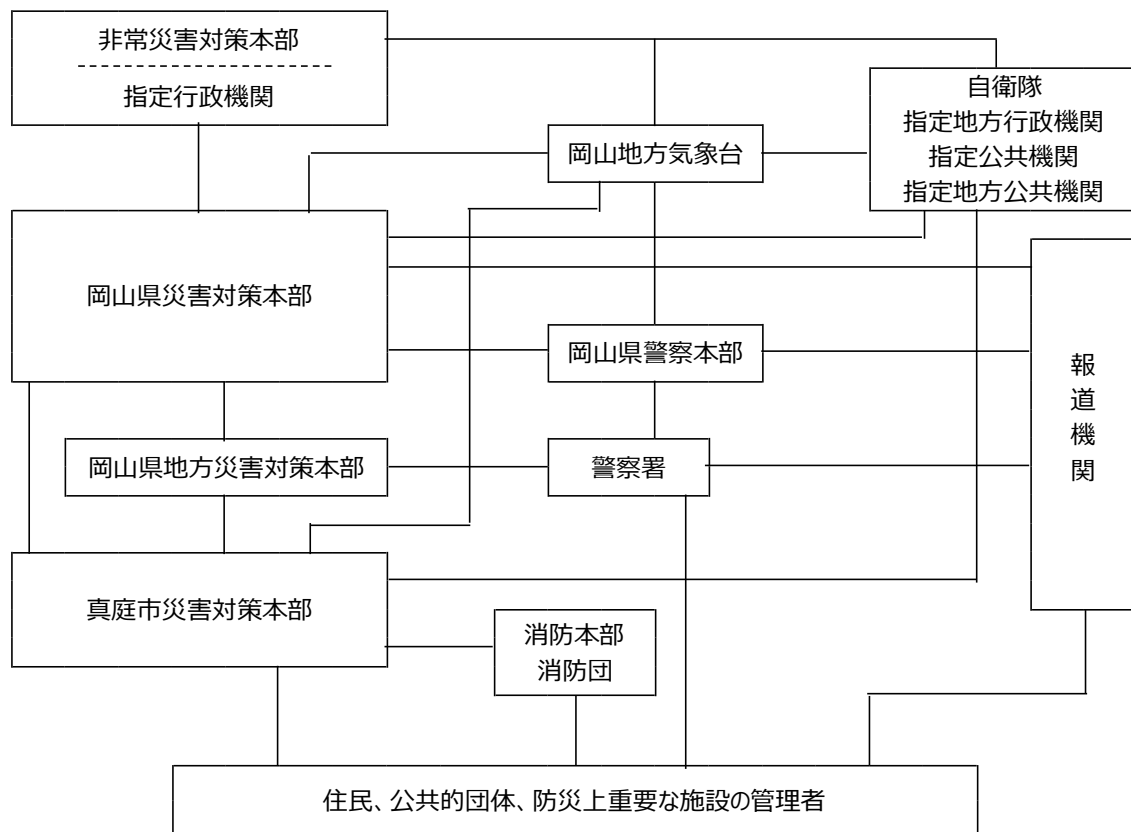
各機関

3 実施内容

(1) 通信連絡系統の整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておくものとし、災害時に備え、平素から定期的に通信施設の保安管理について点検整備を実施する。

[災害情報相互連絡関連図]



(2) 災害時における非常通信手段の整備

各機関は、災害時において自己が所有する通信施設が使用不可能な場合に、電話、電報施設の優先利用、他機関の通信施設の利用等による非常通信を確保するため、関係機関に事前に申請、承認を得、又は利用方法等についての協議をしておくなど非常通信体制の整備を図る。

災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめN T T 西日本事業所又はN T T ドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

(3) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

各機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

ア 非常通信

(ア) 非常通信の通信内容

- a 人命の救助に関するもの。
- b 災害予警報(主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む。)及び災害の状況に関するもの。
- c 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- d 電波法第 74 条実施の指令その他の指令
- e 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に

伴う緊急措置に関するもの。

f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。

h 遭難者救護に関するもの。

i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。

j 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。

k 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

l 災害救助法第 7 条及び災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(イ) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。

(ウ) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。

(エ) 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

(オ) 移動通信機器及び移動電源車の貸与

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

[総務省が所有する災害対策用機器等]

種類	貸与条件等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：要

【連絡先】総務省中国総合通信局防災対策推進室

0 8 2 - 2 2 2 - 9 7 1 1（災害専用電話）

〔携帯電話事業者等が所有する通信機器〕

種類	貸与条件等
携帯電話	事業者等の判断による (基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)
M C A	同上

イ 放送の依頼

市長及び知事は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

なお、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令・解除については岡山県避難情報伝達連絡会規約に基づき依頼するものとする。

第3 情報の収集・伝達

1 方針

気象予警報等の情報、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であるので、災害情報の収集伝達の取扱いについて定める。

2 実施責任者

各機関

施設の管理者

3 実施内容

国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

また、市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(1) 情報収集

ア 市及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

イ 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行う。また、必要に応じ、画像情報を利用して被害規模の把握を行う。市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関への共有を図る。

(2) 一時被害情報の収集

振興局長等は、非常体制（４号）が発令されたとき、速やかに所管区域内の災害発生状況、被害状況、地域住民の安否確認などの一次被害情報の収集に努める。

収集した情報については、内容を確認（人的被害は注意）し、災害対策本部（危機管理班）に報告する。

報告は、各種通信機器及び岡山県総合防災情報システムにて行う。システムが使用できない場合は、災害発生通報（様式１－１）に記入し各種の伝達手段を活用する。

■ 収集すべき一次被害情報

- ア 被災者（死亡、重傷、軽傷）数
- イ 道路等の破損状況
- ウ 建物の倒壊、損傷の状況（全壊、半壊、一部損壊）
- エ 火災の発生、消火活動の状況
- オ 水害の発生、水防活動の状況
- カ ライフラインの状況
- キ 救助活動の状況（自主防災組織、自治会）
- ク 避難所の被災状況

(3) 予警報等の受入、伝達

ア 勤務時間内の受入、伝達

国、県等の各機関からの各種予警報、情報は、危機管理課（本部設置時は危機管理班）が受け、関係課、振興局等、関係団体等に連絡するとともに、庁内放送等により、全職員に周知させる。

イ 勤務時間外の受入、伝達

本部設置前にあっては、危機管理課または当直員が受信し、危機管理監に連絡する。警戒本部設置基準に該当する場合には危機管理課は、直ちに危機管理監及び振興局等に連絡する。本部設置時にあっては、危機管理班が受信し、関係課へ連絡する。

ウ 一般市民への通報

市民に対する通報については、振興局等を通じ、消防団、自主防災組織、自治会、認定こども園、幼稚園、保育園、小・中学校、関係団体に連絡し、周知を図るとともに、音声告知放送、ＣＡＴＶ、防災行政無線、広報車等により、できるだけ多くの手段を用いて周知を図る。

エ 予警報等受領伝達簿

危機管理課（危機管理班）は、予警報、情報、通報等の受領伝達、その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため、予警報等受領伝達簿を作成する。

(4) 災害情報の収集

ア 情報連絡員の配置

（ア）現地における災害の状況等を把握するため、本市を振興局等单位に区分し、それぞれの振興局等の地区に複数の情報連絡員を配置する。

(イ) 情報連絡員は、自治会、地域自主組織等の中から事前に指名する。

(ウ) 情報連絡員は、災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、若しくは注意体制下において地区内の危険箇所の状況把握を行うとともに、随時巡回を行うなどして、地区内の災害の状況の推移に注意し、消防団員等との連絡を密にして情報を収集する。

(エ) 災害が発生した場合、または異常現象発見者からの通報を受けた場合は、直ちにその状況を調査し、振興局の地域振興課に通報する。

イ 消防団

(ア) 消防団員は、常時地区内の状況を把握するとともに、情報連絡員等との連絡を密にする。

(イ) 災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、若しくは警戒体制下においては、地区内の危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。

(ウ) 災害が発生した場合または通報を受けた場合はその状況を調査し、直ちに所定の方法により、振興局の地域振興課へ通報する。

(5) 情報のとりまとめ

ア 各班の連絡

各班は、それぞれ所管事項に係る被害状況を収集把握するとともに、随時危機管理班に連絡する。

イ 各班長への通報

危機管理班は、情報連絡員、各課（班）、消防団その他からの情報連絡を確実に受領整理し危機管理監に報告するとともに関係各班長に通報する。

ウ 情報の常時交換

危機管理班は、県及び関係機関と連絡を密にし、収集した情報を常時交換する。

(6) 情報の収集・伝達系統

ア 一次情報

各機関は、自己の所掌する事務または業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、または関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。

イ 関係機関への連絡

県への災害報告は、岡山県災害報告規則（以下、この節において「規則」という。）に定めるもののほか、本計画により実施する。

(ア) 発災直後において、市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから、電話、岡山県総合防災情報システム、電子メール等を通じて直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ報告する（消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。）。特に、行方不明者の数については、捜索・救

助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

（イ） 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

（ウ） 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は所管する道路のほか、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、市は、備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

（エ） 消防庁を窓口とする連絡先は次による。

【消防庁連絡先】

区分		平日(9:30～18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別			
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	(6-72-90-)49013	(6-72-90-)49102
	F A X	(6-72-90-)49033	(6-72-90-)49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

（オ） 消防本部においては、災害時に 119 番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

（カ） 応急対策活動状況について市町村は、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。

ウ 報告の種類

（ア） 災害発生通報

災害が発生したとき、直ちに災害発生通報（規則様式 1）により報告する。

（イ） 災害速報

被害状況の判明の都度、真庭警察署等と相互に連絡をとり報告の正確を期し、災害速報により報告する。

（ウ） 被害概況報告

ア、イの速報後において、被害の程度がおおむね判明したとき、被害概況報告により報告する。

(エ) 災害状況決定報告

被害の程度が確定したとき、災害状況決定報告（規則様式 4 ～ 4 の 1 4 ）により報告する。

なお、決定報告をした後に報告事項に変更があったときは、直ちに決定報告の例により修正報告をする。

エ 報告の実施

- (ア) 災害発生通報の報告は、災害の種類に応じ、その事務を統括する部署の長が総務部長と合議のうえ、知事（美作県民局経由）に電話及び岡山県総合防災情報システム等により迅速に連絡し、事後必要に応じて文書で報告する。

なお、市から県民局を経由することを原則とするが、被害の状況により緊急を要すると判断した場合には、直ちに県本部に連絡する。

- (イ) 各部署の長は、災害発生にかかる被害状況を調査把握し、判明の都度、災害速報・被害概況報告により県へ報告する。

この場合、少なくとも災害発生通報後 2 時間以内に災害速報第 1 報を報告する。

- (ウ) 災害発生通報及び災害速報通報後に、被害の程度が確定したとき、被害決定報告をする。

- (エ) 市本部が設置された場合は、危機管理班において災害発生通報・災害速報を行うとともに、県本部との連絡を行う。

オ 報告の系統

報告の系統は、災害の種類及び報告の種類に応じ県の規則に定めるところによるが、主なものは次のとおりである。

- (ア) 災害発生状況等

被害、市本部の設置及び応急対策（全般）の概況

市長→県民局地域づくり推進課→県（危機管理課）

- (イ) 人的被害・住家被害等

市長→県民局健康福祉部→県（保健医療課→危機管理課）

- (ウ) 公共施設被害

① 河川被害

市長→県民局建設部→県（河川課→監理課→危機管理課）

② 貯水池・ため池被害

市長→県民局農林水産事業部→県（耕地課→農政企画課→危機管理課）

③ 砂防被害

市長→県民局建設部→県（防災砂防課→監理課→危機管理課）

④ 治山被害

市長→県民局農林水産事業部→県（治山課→農政企画課→危機管理課）

⑤ 道路施設被害（市道、農道、林道）

市長→県民局農林水産事業部→県（耕地課・治山課→農政企画課→危機管理課）

市長→県民局建設部→県（道路整備課・防災砂防課→監理課→危機管理課）

⑥ 水道施設被害

市長→県民局健康福祉部→県（生活衛生課→保健医療課→危機管理課）

⑦ 下水道施設被害

市長→県民局建設部→県（都市計画課→監理課→危機管理課）

⑧ 都市公園等施設被害

市長→県民局建設部→県（都市計画課→監理課→危機管理課）

⑨ 公営住宅等被害

市長→県民局建設部→県（住宅課→監理課→危機管理課）

⑩ 商工関係等被害

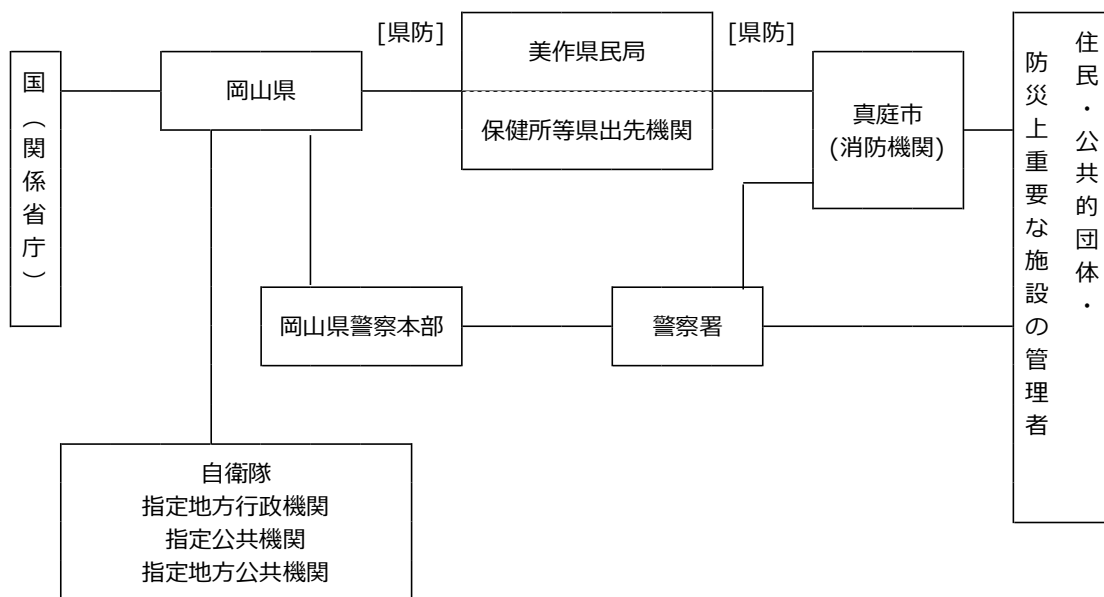
市長→県民局地域政策部→県（経営支援課・観光課→産業企画課→危機管理課）

4 情報の収集・伝達系統

(1) 一般的な情報

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。



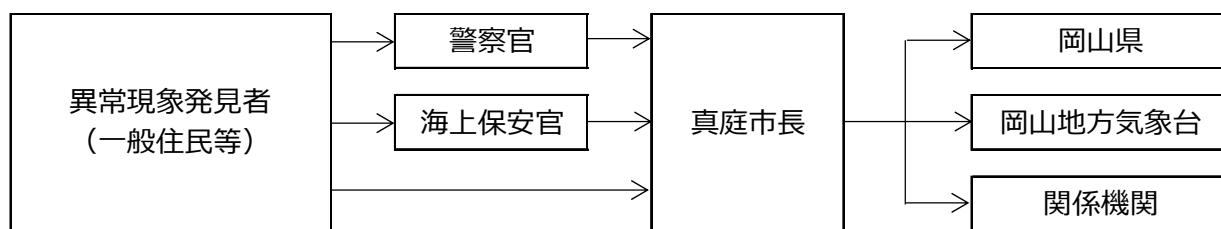
(注)：[県防]は岡山県防災行政通信ネットワークの略称

(2) 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報し、市長は、直ちに関係機関に通報する。

また、国、県及び市は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。



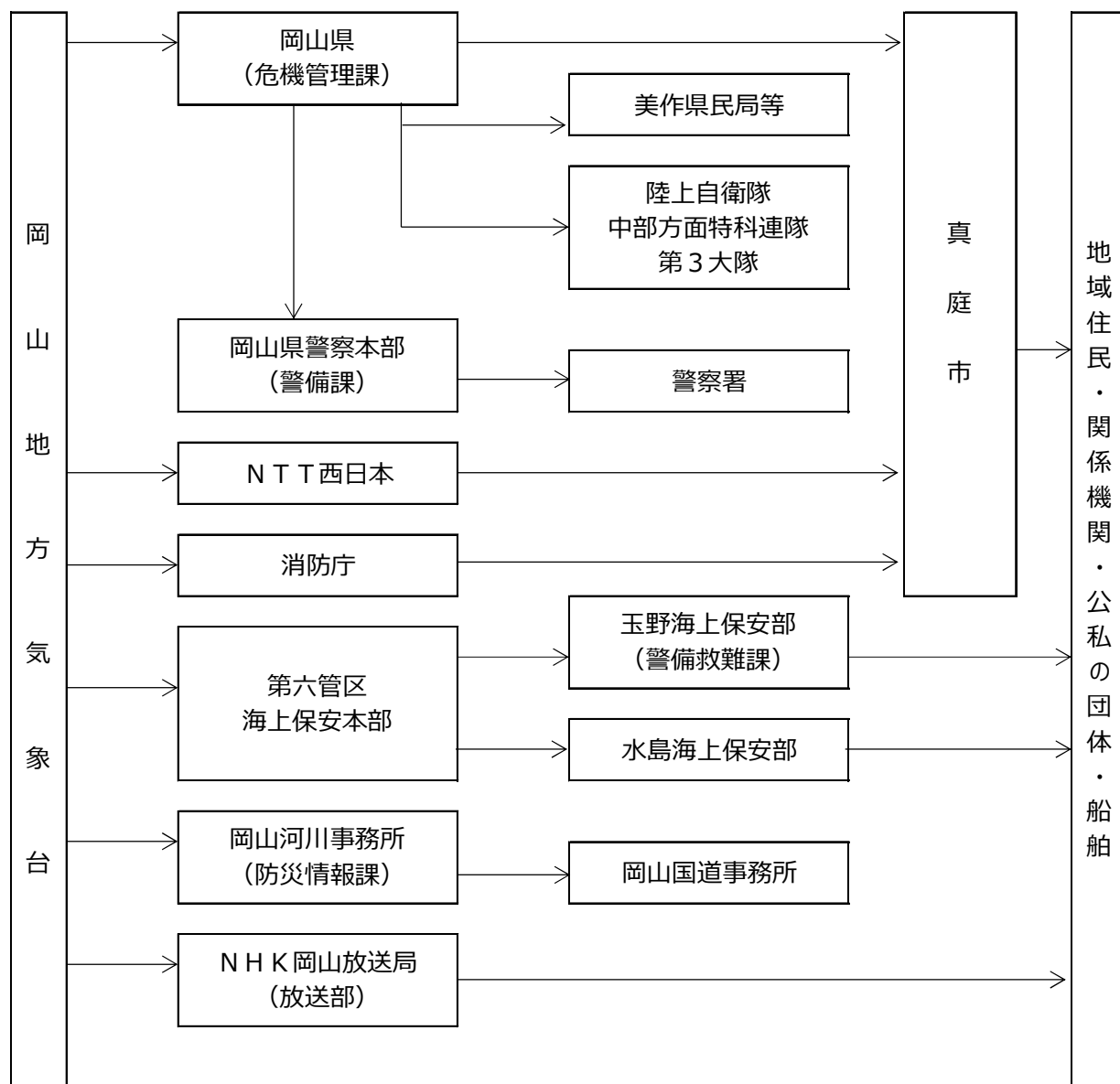
(3) 気象注意報・警報等の伝達

ア 気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。

イ 気象注意報・警報等は、法令又は地域防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。

ウ 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

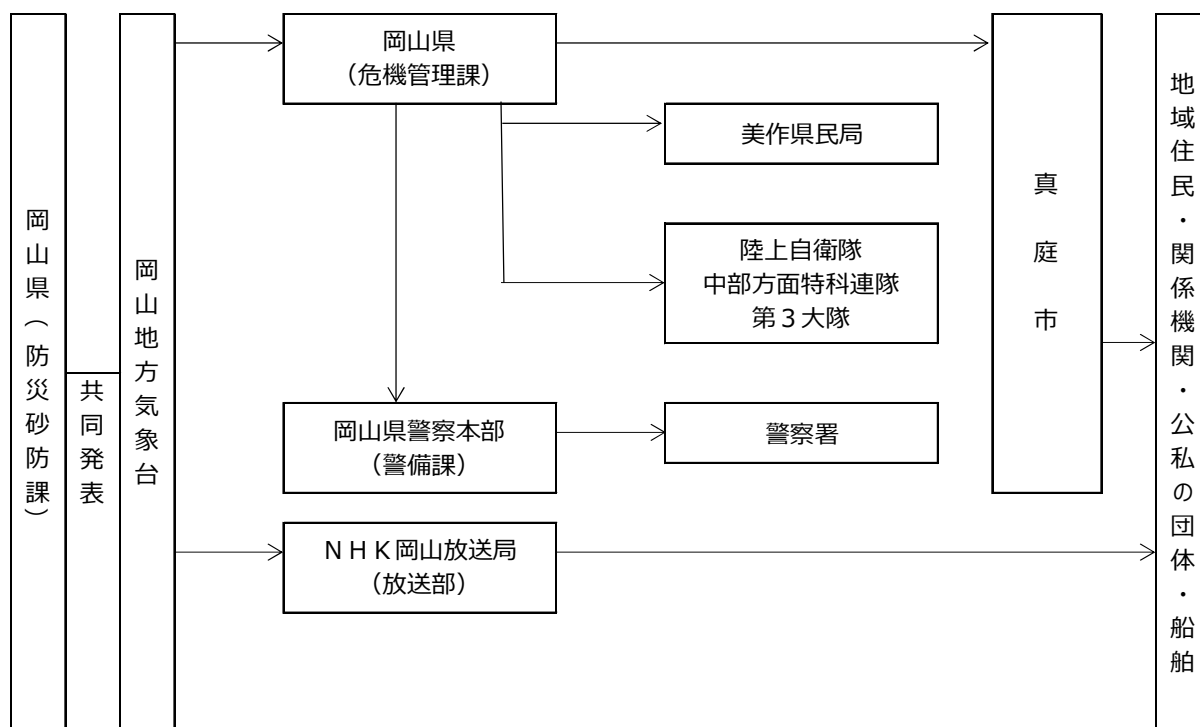
(ア) 気象情報・警報等の伝達系統



(注) 1 NTT 西日本は、警報及び警報の解除のみ伝達する。

- 2 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。
- 3 陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊へは、警報及び警報の解除（大雪警報及び波浪警報を除く。）のみを伝達する。
- 4 NHK 岡山放送局へは、夜間等の代行により NHK 広島放送局へ伝達する場合がある。

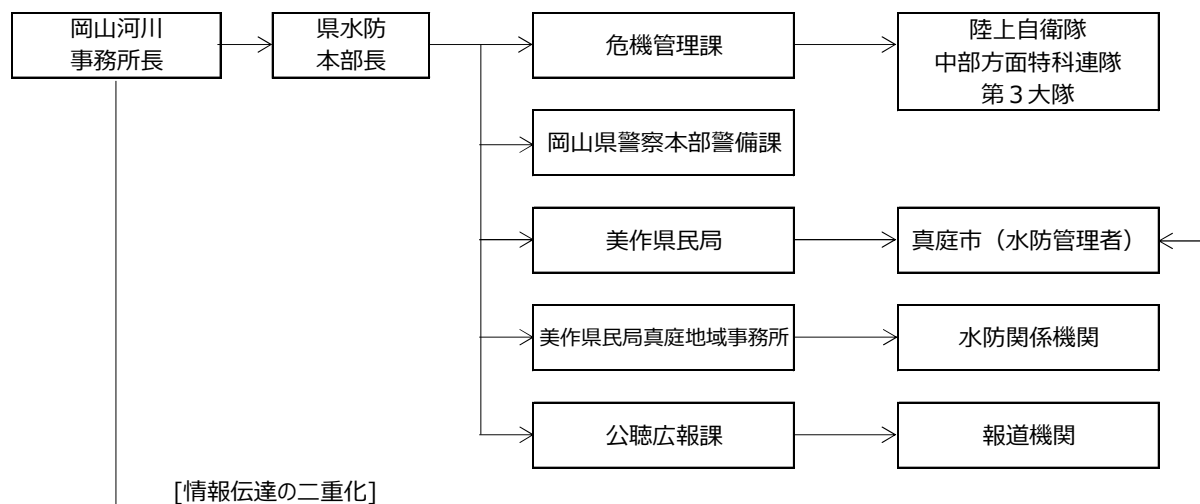
(イ) 土砂災害警戒情報の伝達系統



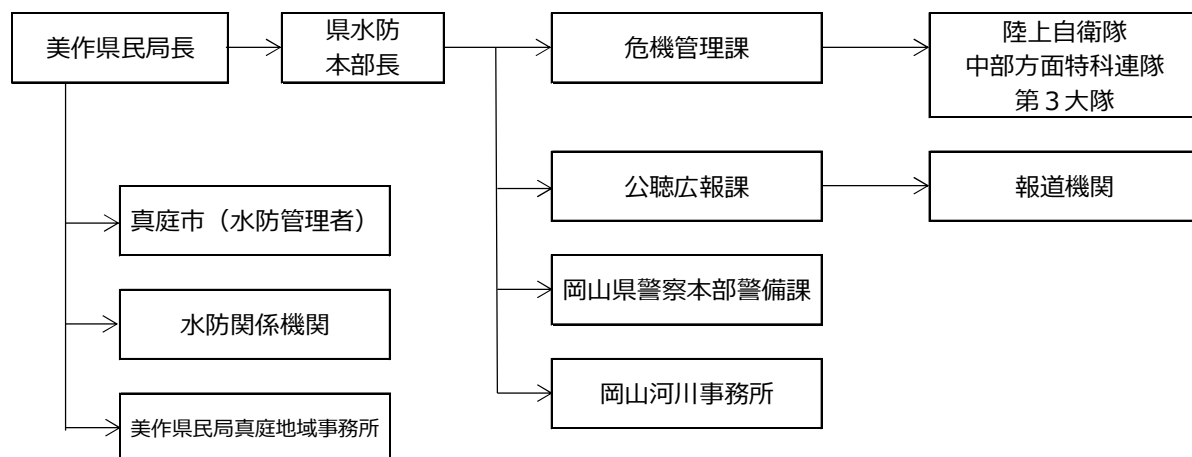
(注) NHK 岡山放送局へは、夜間等の代行により NHK 広島放送局へ伝達する場合がある。

(ウ) 水防警報の伝達系統

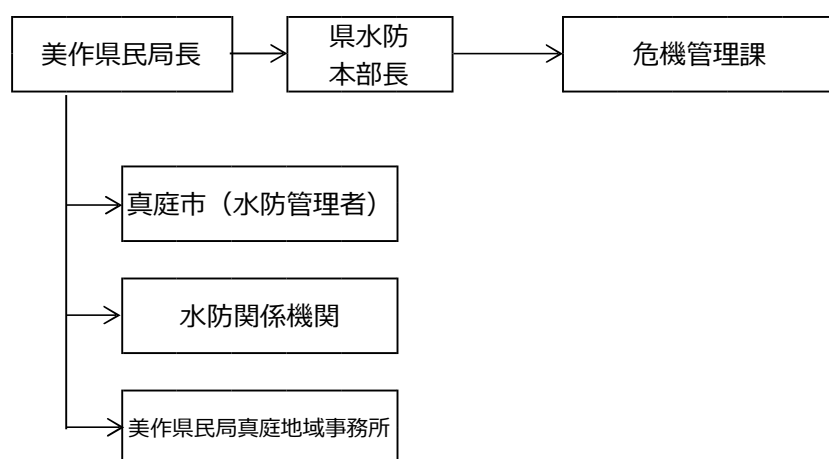
a 国土交通大臣の発する水防



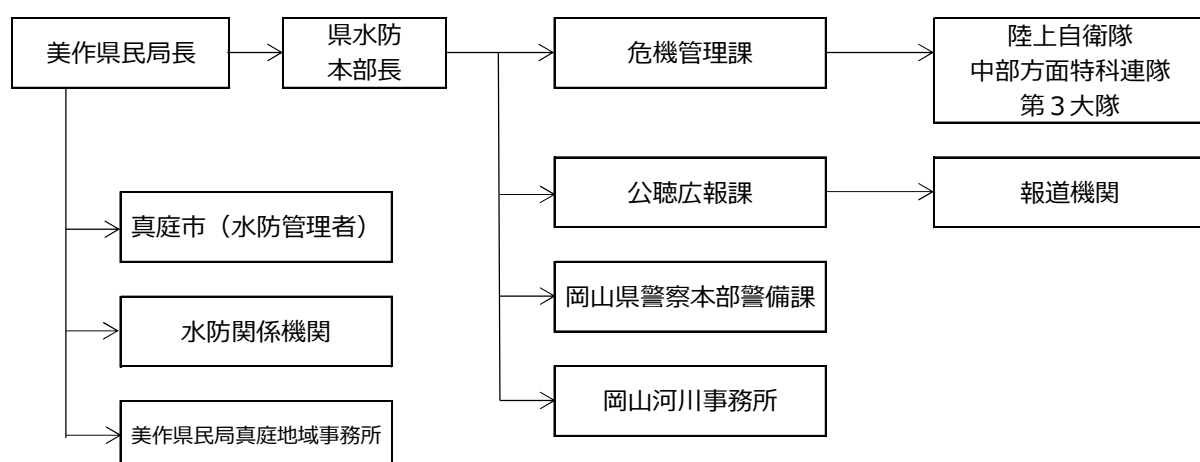
b 知事の発する水防警報



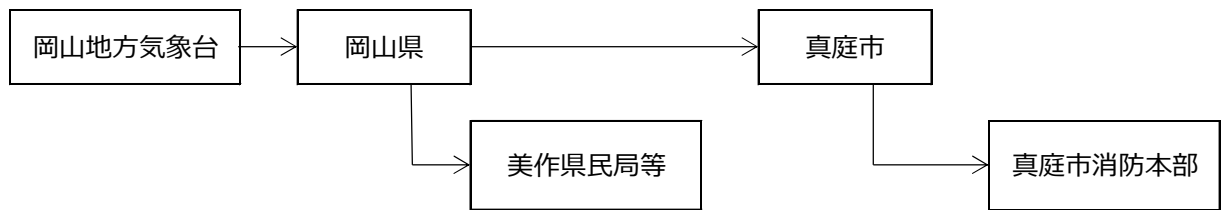
c 知事の発する水位情報の通知および周知（避難判断水位）



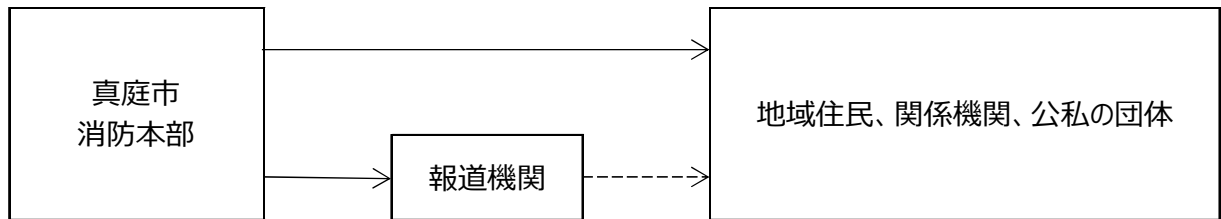
d 知事の発する水位情報の通知および周知（氾濫危険水位）



(エ) 火災気象通報の伝達系統



(オ) 火災警報の伝達系統



第3章 災害広報及び報道

1 方針

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるので、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民等が必要とする情報の提供について定める。

2 実施責任者

市長（総合政策部、生活環境部）

各機関

3 実施内容

（1）災害広報

災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して次の事項について広報を実施する。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

ア 災害の発生状況

イ 安否情報

ウ 地域住民のとるべき措置

エ 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令

オ 災害応急対策の状況

カ 道路情報

キ 食料、生活必需物資等の供給状況

ク ライフラインの復旧状況

ケ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報

コ 二次災害に関する情報

サ 被災者生活支援に関する情報

シ その他必要事項

（2）Web サイト等

市は、交通情報、ボランティア情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、Web サイトによる情報を提供するように努める。

また、市は防災情報システムや電子メールを活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営事業者の協力を得て、災害に関する情報や避難情報等を提供するように努める。

（3）情報提供媒体に関する配慮

市は、被災者の置かれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生

活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

(4) 問い合わせ窓口の設置

市は、必要に応じ、発災後速やかに、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。市及び県は、被災者の安否について住民から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないように当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(5) 外国人向けの情報提供

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

4 応援協力団体

- (1) 報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (3) 災害時に住民に対し必要な情報を伝達できるよう、平常時から報道機関との関係づくりに努める。

第4章 り災者の救助保護

第1節 災害救助法の適用・運用

1 方針

制度の内容並びに適用基準及び手続きの概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

2 実施責任者

市長（健康福祉部）

知事（危機管理課、子ども・福祉部）

3 実施内容

（1）制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、法定受託事務として県知事が行い、市長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

知事は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、県は市に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

（2）救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。県は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、市町村へ委任するものであるが、平時から市へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。

なお、県は市長へ委託した救助であっても、市長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めるときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

救助の種類	実施者
応急仮設住宅の供与	知事
医療及び助産	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	
避難所の供与	市長
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	

学用品の給与	
埋葬	
死体の搜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

(3) 適用基準

県は、市長からの情報提供に基づき、次のア～オの適用基準のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適用する。

本市の場合、本市の人口は 42,725 人（令和 2 年国勢調査）であることから、次のような場合が該当する。

ア 市の区域内の人口（42,725 人（令和 2 年国勢調査））に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町村の人口		住家が滅失した世帯数
5,000 人未満		3 0
5,000 人以上	15,000 人未満	4 0
15,000 人以上	30,000 人未満	5 0
30,000 人以上	50,000 人未満	6 0
50,000 人以上	100,000 人未満	8 0
100,000 人以上	300,000 人未満	1 0 0
300,000 人以上		1 5 0

（注）半壊等の換算については、災害救助法施行令第 1 条第 2 項等参照。

イ 県下の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数がアに定める数の 2 分の 1 以上である場合。

ウ 県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

カ 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第 23 条の 3 第 2 項（同法第 24 条第 2 項又は第 28 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内の市の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

(4) 適用手続

ア 市の措置

市長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が(3)の適

用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供する。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供をするものとする。

第２節 避難指示等及び避難所の設置

１ 方針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である市長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予報精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行う事が重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がいのある人等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行う事が重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について定める。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

２ 実施責任者等

（１）避難の指示等

ア 実施責任者

市長（危機管理課、健康福祉部、産業政策部、建設部、消防団）

警察官

自衛官

水防管理者（水防法に係る災害の場合）

知事又は知事の命を受けた職員（水防法、地すべり等防止法に係る場合）

（２）避難所の設置

ア 実施責任者

市長（健康福祉部）

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ 主な関係機関

県（危機管理課、保健医療部、子ども・福祉部）

3 実施内容

（１）避難の指示等及び報告・通知

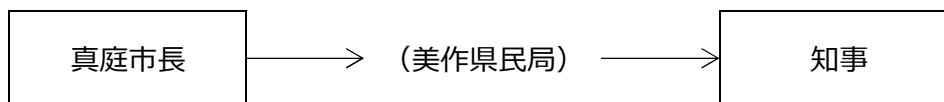
ア 市長（災害対策基本法第 60 条第 1 項・第 3 項）

（ア）指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

（イ）報告



イ 水防管理者（水防法第 29 条）

（ア）指示

洪水等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

（イ）通知



ウ 知事又は知事の命を受けた職員（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

（ア）指示

洪水の氾濫、又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

（イ）通知（地すべりによる場合のみ）



エ 警察官

（ア）警察官職務執行法第 4 条による措置

災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者に必

要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を講じる。

(イ) 災害対策基本法第 61 条による措置

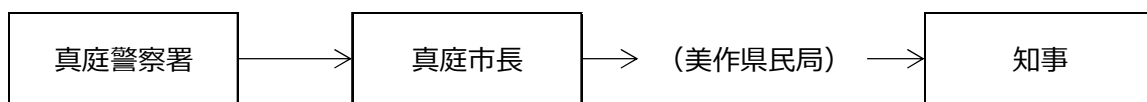
(2) の市長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

(ウ) 報告・通知

(ア) の場合の報告



(イ) の場合の通知



オ 避難情報の判断・伝達マニュアルの整備

「高齢者等避難」を位置づけるほか、国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難情報の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難情報の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。

(土砂災害に関する事項)

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、大雨キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(洪水に関する事項)

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

(共通事項)

- a 高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそ

れが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

- b 避難指示及び緊急避難確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- c 避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

(2) 警戒区域の設定

ア 市長（災害対策基本法第 63 条第 1 項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

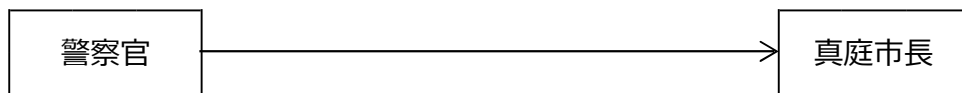
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

イ 警察官（災害対策基本法第 63 条第 2 項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

市長若しくは市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項に規定する市長の職権を行うことができる。

(イ) 通知

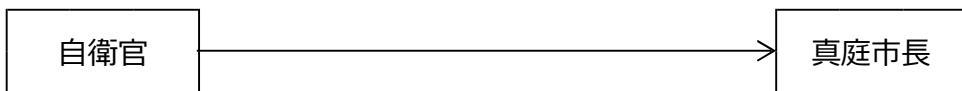


ウ 自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

市長（市の委任を受けてその職権を行う市の吏員を含む）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、災害対策基本法第 63 条第 1 項に規定する市長の措置をとることができる。

(イ) 通知



(3) 指示の周知徹底

避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、吹き流し、放送、防災行政無線（同報系）、広報車、伝達員等により伝達する。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

(4) 指定緊急避難場所の開放

発災時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(5) 避難誘導及び移送

ア 避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては県警察及び市が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障がいのある人、老人、幼児等の避難を優先して行う。

イ 住民への避難誘導體制

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市は災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

ウ 避難の受入及び情報提供

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した方について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

県及び市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害警戒区域等、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締

結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の濃厚接触者を個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。

市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への退避や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の振興局等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

住民への避難指示等の伝達に当たっては、市告知放送を始めＬアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。特に、夜間や早朝に突発的局地豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、実情に応じてエリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

エ 移送

指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、２以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。指定避難所が危険等で不適当となった場合は別の避難所に移送する。

なお、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、平時にはヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には必要に応じてヘリコプター等による移送を実施する。

（６）指定避難所の設置

ア 指定避難所等の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避

難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定する。

市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、2 - (1) に掲げる避難指示の実施責任者（市長を除く。）に報告する。

指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市は、マニュアルの作成、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、指定避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために市との間で、災害時における避難所設置手続について、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定するものとする。

- (ア) 指定避難所の開設・管理責任者、体制
- (イ) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
- (ウ) 本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- (エ) 防災関係機関への通報連絡体制の確立
- (オ) シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）
- (カ) 感染症対策を踏まえた運営方法
- (キ) その他開設責任者の業務

イ 指定避難所の施設設備の整備

市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育ての家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。

ウ 指定避難所としての適当な施設

指定避難所として適当な施設は、公立学校、公民館、コミュニティハウス等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、

平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握、確認しておく。

エ 指定避難所の開設

市は、災害時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は、市と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。なお、市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

市は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ 福祉避難所の開設

市は、災害時に必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。また、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、福祉避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

それでもなお、福祉避難所が不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、ホテル・旅館等の借り上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れるものとする。

カ 避難経路の表示

市は、避難所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板・標識を立てておく。

キ 避難施設の耐震診断

市は、診断結果等の結果に基づき、適切な避難所の確保に努める。

(7) 指定避難所の運営管理

市は、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、指定避難所に避難所運営班を配置する。なお、次の各種記録を備えつけ、整備する。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家との定期的な情報交換に努める。

- ・ 避難所収容台帳
- ・ 避難所収容者名簿
- ・ 避難所用物品受払簿
- ・ 避難所設置及び収容状況

ア 避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。

イ 避難所運営班は常に市対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

ウ 指定避難所が万一危険となった場合は、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。

エ 避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講じる。

オ 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

カ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、県や他の市町村に対して協力を求めるなど、適切迅速な措置を講じる。

キ 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上を支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ク 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応

し、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

ケ 市は、必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

コ 市は、それぞれの避難所に受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

サ 指定避難場所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

シ 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

ス 市及び県は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じ、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

セ 市及び県は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ソ 市及び県は、災害の規模等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努める。

タ 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図るとともに、必要に応じてDWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣を岡山県に要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。さらに、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

チ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、濃厚接触者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局と防災担当部局は、避難所の運営に必要な情報を共有する。

ツ 市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(8) 避難体制の明確化

市は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定し、市地域防災計画に記載する。

とりわけ、避難行動要支援者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努めることとする。

なお、避難計画の策定に当たっては、災害危険箇所の把握に努めるとともに危険箇所ごとの指定避難所と経路を明示する。

4 応援協力関係

- (1) 市は、自ら避難者を誘導し、又は移送することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 市は、自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ指定避難所の開設について応援を要請する。
- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 広域避難

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (3) 国、県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- (4) 政府本部、指定行政機関、公共機関、県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

6 広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第3節 救助

1 方針

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるので、その方法等について定める。

なお、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

知事（災害救助法が適用された場合）

市長（自主防災組織、消防本部、消防団）

県警察

イ 主な関係機関

県（危機管理課、消防保安課、保健医療部、子ども・福祉部）

県警察

自主防災組織

3 実施内容

市は、救助を必要とする事態が発生した場合は、直ちに県に連絡するとともに市職員、消防機関、警察その他関係機関と協力して、迅速、的確な救助、救急、医療機関への搬送活動等を行う。

4 応援協力関係

- (1) 住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。
- (2) 市は、自ら救助することが困難な場合は、他市町村又は県へ救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (3) 県は、市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等への救助の実施並びにこ

れに要する人員及び資機材について応援を要請する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第4節 食料の供給

1 方針

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊出し等を実施する必要があるので、その方法について定める。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、食物アレルギー対策にも十分配慮する。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2 実施責任者等

(1) 食料の応急供給

ア 実施責任者

知事

市長（産業観光部）

イ 主な関係機関

県（保健医療部、子ども・福祉部、農林水産部、産業労働部）

(2) 炊出しその他による食料の給与

ア 実施責任者

市長

知事（災害救助法が適用された場合）

イ 主な関係機関

県（保健医療部、子ども・福祉部、農林水産部、産業労働部）

自主防災組織

3 実施内容

(1) 食料の応急供給

ア 市は、炊き出し給食を行うなど食料の確保の必要があるときは、次により確保する。

(ア) 米穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。

米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

(イ) その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

イ 市はアによる方法で米穀を確保することが困難な場合で、災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号、総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受けることができる。

(2) 炊出しその他による食料の給与

ア 市は応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行うこととし、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給する。

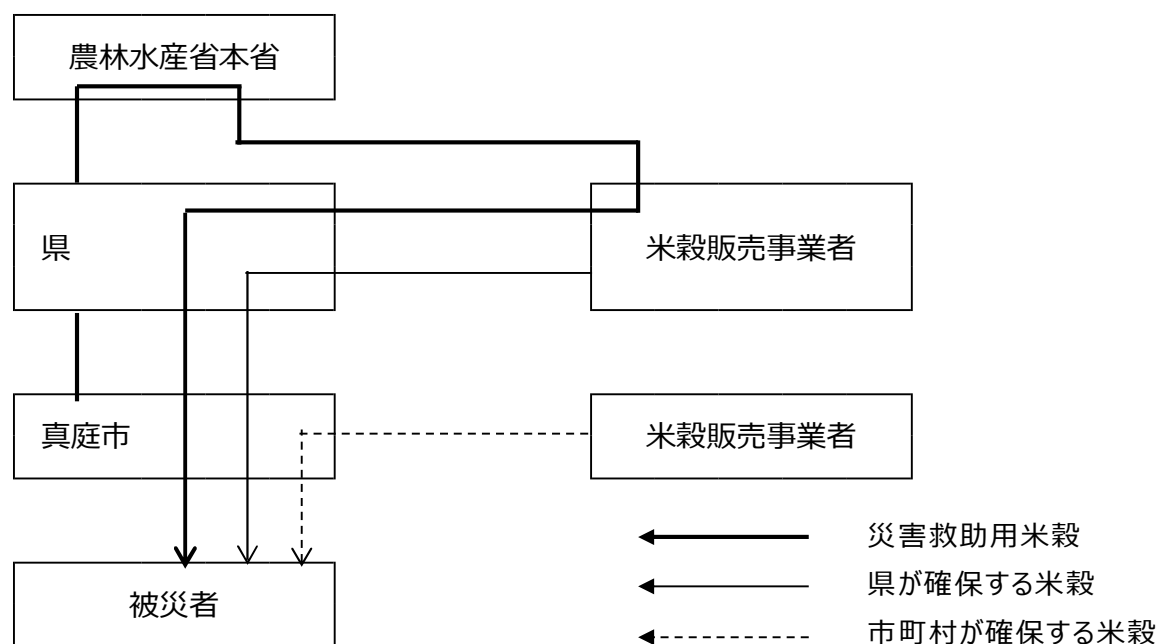
イ 炊き出しは、指定避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ 市は、炊き出し用米穀を、必要に応じ、米穀販売事業者から確保するが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受け実施する。

(3) 炊出し用として給食する場合の経路（各機関）

ア 県・市調達

[応急用米穀]



4 応援協力関係

(1) 市は、自ら炊出しその他により食料を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ炊出しその他による食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の炊き出しその他による食料の供給の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第5節 飲料水の供給

1 方針

災害によって水道施設に支障が生じ飲料水の供給が断たれたとき、被災者の生活を維持する観点から、必要最小限度の飲料水を確保し、供給する方法について定める。なお、飲料水の供給に当っては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市長（建設部）

知事（災害救助法が適用された場合）

イ 主な関係機関

厚生労働省（水道課）

国土交通省（岡山河川事務所）

県（保健医療部、子ども・福祉部）

3 実施内容

市は一部の浄水場が被災した場合でも市内最寄りの被害を受けていない浄水場から飲料水を供給できる体制の確保に努める。

市内の浄水場からの取水が困難な場合の取水する水源については、最寄りの非被災市町村と協議して確保し、これによることが困難な場合は、比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ過機によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

4 応援協力関係

- （1）市は、自ら飲料水を供給することが困難な場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。
- （2）応援の要請等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第6節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

1 方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定める。なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市長（産業観光部）

知事（災害救助法が適用された場合）

イ 主な関係機関

県（危機管理課、子ども・福祉部、産業労働部）

市社会福祉協議会

3 実施内容

市は、備蓄品の放出又は生活必需品取扱業者との協定等により生活必需品等を調達し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与又は貸与する。

4 住民の備蓄

住民等は、各自の備蓄品、非常持出品または調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品または調達により対応できない場合には、市に給（貸）与を申請する。なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努めるものとする。

5 応援協力関係

- （1）市は、自ら生活必需品等を給与し、又は貸与することが困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等について応援を要請する。
- （2）応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第7節 医療・助産

1 方針

災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるので、その方

法について定める。

また、県医師会において、災害医療チーム体制の構築、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事する災害派遣医療チーム（以下「ＤＭＡＴ」という。）及び災害派遣精神医療チーム（以下「ＤＰＡＴ」という。）の派遣体制の整備を行う。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市長（健康福祉部、湯原温泉病院、消防本部）

知事（災害救助法が適用された場合）

イ 主な関係機関

県（保健医療部、子ども・福祉部）

日本赤十字社岡山県支部

医療機関

岡山県医師会・真庭市医師会

災害時精神科医療中核病院

3 実施内容

（１）医療

ア 市長は、市内の病院及び市内診療所を救護所として指定し、医療救護班を編成して医療にあたるものとするが、そのいとまのない場合は最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置を講ずる。

さらに、災害急性期にＤＭＡＴの出動を要請した場合及びＤＰＡＴの受入れ・派遣を決定した場合等において、県災害保健医療福祉調整本部の下に、ＤＭＡＴ及びＤＰＡＴを必要に応じて設置し、ＤＭＡＴ及びＤＰＡＴ活動の調整を行う。

イ 重傷患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合は、病院又は診療所へ移送して治療する。

ウ 保健医療班は、医薬品、輸血用血液製剤を確保し、必要に応じ、搬送する。

エ 医療救護班は、災害直後の混乱した時期にあつて、法医学関係者、県警察協力医会、県警察歯科医会などによる死体検案の体制が整うまでの間は、死体検案に協力する。

（２）助産

（１）医療に準ずる。

4 応援協力関係

（１）市は、市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

（２）応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第8節 遺体の捜索・検視・処理・埋火葬

1 方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情から既に死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、捜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋火葬を行う必要があるので、その方法について定める。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市長（生活環境部、真庭火葬場、真庭北部火葬場）

知事（災害救助法が適用された場合）

県警察

イ 主な関係機関

県（環境文化部、保健医療部、子ども・福祉部）

日本赤十字社岡山県支部

3 実施内容

（1）遺体における捜索

市は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

（2）検視・遺体安置場所の確保

市は、指定避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

（3）遺体の検視、処理

ア 県警察は、必要に応じ医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県及び市町村、指定公共機関等と密接に連携する。

イ 市は、県警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。

ウ 市は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。

（ア）遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

（イ）遺体の身元確認のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋火葬等ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等

の敷地に仮設)に集め、埋火葬等の処置をするまで一時保存する。

(4) 遺体の埋火葬等

市は、自ら遺体を埋葬し、又は火葬に付し、及び棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

ア 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬とする。

イ 被災地域以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬等は、行旅死亡人としての取扱いとする。

4 応援協力関係

市は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬等を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の搜索、処理、埋火葬等の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第9節 防疫・保健衛生

1 方針

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすく、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動を実施する必要があるため、その方法について定める。

2 実施責任者

(1) 防疫

知事（保健医療部）

市長（健康福祉部、生活環境部、湯原温泉病院）

(2) 食品衛生監視、栄養指導

知事（保健医療部、子ども・福祉部）

3 実施内容

(1) 防疫

ア 検病調査及び健康診断

市は、県に協力して、被災者の検病調査、健康診断、衛生指導に当たる。

イ 消毒等

市は、被災の直後に、防疫班(環境衛生班)を編成するとともに衛生委員等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

ウ 仮設トイレの設置

市は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設トイレ

しを早期に設置する。

エ ねずみ、昆虫等の駆除

市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による家用水の供給「第 5 節飲料水の供給」に準じて実施する。

カ 患者等に対する措置

県は、被災地域において、感染症患者等が発生したときは、感染症指定医療機関、その他適当な医療機関への入院を勧告する等の措置を講じる。

キ 指定避難所の防疫

市は、避難者の健康状況の調査を実施するとともに、指定避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

ク 臨時予防接種

市は、県から予防接種による予防措置を講じるよう命令があった場合は、臨時予防接種を実施する。

ケ 動物の管理

被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。

コ その他の防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定により実施する。

(2) 食品衛生監視

県は、炊出しの施設等における食品の衛生的取扱いその他について、監視、指導を行う。

(3) 栄養・食生活支援

県は、指定避難所等における炊出しの実施に際し、栄養管理及び指導、巡回栄養相談などを行う。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者や N P O ・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(5) 巡回健康相談等

市は、保健師等から成る保健医療班による巡回健康相談等を実施する。

(6) 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、訪問や保健所での精神保健相談等により心のケアを実施する。

(7) 公衆衛生活動

県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部において、市の要請等に応じて、岡山県災害時公衆衛生活動要綱に基づく調査班及び保健衛生班を派遣して、被災者の生活環境や要配慮者の状況等を把握し、公衆衛生上の観点から計画的・継続的な支援を実施する。

4 応援協力関係

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を要請する。
- (2) 市は、自ら防疫活動を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ防疫活動の実施並びにこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。
- (3) 市は、応援の要請に対し、積極的に協力する。

第 10 節 廃棄物処理等

1 方針

被災地から排出されるごみ及びし尿を迅速かつ適正に収集・運搬、処分することにより、生活環境の保全を図ることについて定める。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市長（生活環境部、コスモクリーンセンター、クリーンセンターまにわ、真庭北部クリーンセンター、旭水苑）

イ 主な関係機関

県（環境文化部）

3 実施内容

(1) 災害廃棄物処理計画

ア 県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置き場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

イ 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。

(2) ごみ・し尿の収集、処理

ア 市は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講じる。

イ 市は、市内の組織・体制を整備する。

ウ 市は、風水害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。

エ 市は、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行うとともに、県及び国との情報共有に努める。

オ 市は、地域防災計画、災害廃棄物処理計画に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を適正に行う。

廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、がれきの処分に当たっては、アスベストの飛散防止措置を講ずる。

カ 市は、必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

キ 市は、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

(3) 死亡獣畜の処理

市は、死亡獣畜を処分する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

4 応援協力関係

(1) 市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、県及び市は災害廃棄物対策に関する広域的な連絡体制や民間連携の促進等に努める。

(2) 市は、(1)の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。

(3) 市及び県は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(4) 協力・支援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

大規模な風水害にかかる対策は、「地震災害対策編」の第3章第3節第8項「災害時廃棄物等応急処理計画」に記載の各種対策に準ずる。

第 11 節 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去

1 方針

災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給する。また、雨水の浸入等により住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、被害の拡大防止のための緊急修理を実施する。さらに、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分の修理、又は障害物の除去を実施する。

2 実施責任者等

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 実施責任者

市長（建設部）

知事（災害救助法が適用された場合）

イ 主な関係機関

県（子ども・福祉部、土木部）

(2) 住宅の応急修理、障害物の除去

ア 実施責任者

市長（建設部）

知事（災害救助法が適用された場合）

イ 主な関係機関

県（子ども・福祉部、土木部）

3 実施内容

(1) 応急仮設住宅の供与

ア 建設による供与

(ア) 市又は県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

(イ) 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(ウ) 市は、建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所を選定するとともに、防火水槽等の消防水利を

確保する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起らないよう十分協議の上選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(エ) 市は、相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

(オ) 応急仮設住宅は、被災者に対して一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(カ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに実施する。

イ 公営住宅等のあっせん

市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

(2) 住宅の応急修理及び障害物の除去

市は、直接又は建設業者、土木業者に請負わせて実施する。

(3) 要配慮者への配慮

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の建設等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く）の受入に配慮する。

4 応援協力関係

市は、自ら応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、経費等については、災害救助法施行細則による。

風水害の被害が大規模な場合は、「地震災害対策編」に記載の各種対策の実施について検討する。

第 12 節 文教災害対策

1 方針

災害時に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

2 主な実施機関

県（総務部、教育委員会、子ども・福祉部）

市（教育委員会、健康福祉部）

3 実施内容

（1）被害状況、休業措置等の報告

ア 臨時休業等の措置

災害時には、校（園）長は、気象情報等に注意するとともに、危機管理班、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講じる。

イ 被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第 63 条等に基づき教育委員会又は知事へ同様に報告する。

（2）教育施設の確保

ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

（ア） 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

（イ） 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

（ウ） 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

（エ） 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

- （ア） 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。
- （イ） 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。
- （ウ） 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

（3）児童生徒の就学援助措置等

ア 支給種別

（ア） 災害救助法適用による支給

災害救助法適用世帯の児童生徒等及び被災教科書の調査を行い、災害救助法に定める学用品の給与として教科書・文房具・通学用品等の支給を行う。

（イ） 災害救助法適用災害時で住家が被災しなかった場合の斡旋

知事が災害救助法を適用したが、児童生徒等の属する世帯の被害が床下浸水以下の場合、経費は本人の負担とするが、調達の方法は災害救助法適用分と併せて調達する。

（ウ） 災害救助法不適用災害時での被災者への斡旋

知事が災害救助法を適用はしなかったが、同一時の災害で他市町村に災害救助法が適用され、かつ、その災害で教科書を失った者があるときは、同様に調達の斡旋を行う。

イ 災害救助法による実施基準

（ア） 支給対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校、高等学校等生徒（特別支援学校の児童生徒等を含む）

（イ） 教科書・文房具等の調達

県本部より教科書及び文房具等の調達を指示されたとき及び災害救助法不適用時の災害児童生徒等への教科書・文房具等の調達を確保する物資は、教科書、文房具及び通学用品等とする。

（ウ） 学用品の調達・割当及び配分手続

- a 教科書については、所要冊数を、岡山県教科図書販売株式会社を通じて取寄せ、配本する。また、学用品等は、最低必要量を確保し、臨時授業所に急送する。
- b 県本部保健福祉班から「学用品支給基準」の通知を受けたときは、速やかに各児童・生徒に「学用品割当台帳」により割当てする。
- c 市は、物資の割当てをしたときは、給与券を各児童生徒等別に作成し、本人（保護者）

に交付する。

d 市は、受領書と引換えに学用品を児童生徒等別に支給する。

ウ 費用の基準

(ア) 教科書

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又は承認を受けて使用している教材を支給するため実費とする。

(イ) 文房具及び通学用品等

災害救助法施行細則の示す基準による。

エ 支給期間

(ア) 教科書

災害発生の日から 1 箇月以内

(イ) 文房具及び通学用品等

災害発生の日から 15 日以内

ただし、期間内に支給することが困難なときは、県本部保健福祉班に期間の延長を要請する。

オ 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、市及び県は、教職員への研修、精神科医による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

(4) 社会教育施設等の保護

ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で、使用する。

イ 文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 33 条、第 61 条、第 80 条、第 118 条及び第 120 条により市教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合は、岡山県文化財保護条例（昭和 50 年岡山県条例第 64 号）第 8 条、第 27 条及び第 36 条により市教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導に従い実施する。

市指定の文化財が滅失、き損した場合は、真庭市文化財保護条例第 6 条により市教育委員会に届け出る。

4 応援協力関係

教科書・学用品等の給与について、自ら学用品等の給与を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達について応援を要請する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第5章 社会秩序の維持

1 方針

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定める。

2 実施責任者

(1) 防犯

県警察

(2) 物価の安定

県（県民生活部）

3 実施内容

(1) 防犯

県警察は、関係機関と連携を密にして、次の措置を講じる。

ア 避難所、警戒区域及び重要施設（駅、金融機関等）の警戒

イ 自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施

ウ 被災地に限らず、災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供

オ その他治安維持に必要な措置

(2) 物価の安定

県は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ、指導等を行う。

4 応援協力関係

市は、県警察の実施する防犯活動、及び県が実施する物価の安定活動に対し、積極的に協力する。

第6章 交通規制

1 方針

災害時には、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を中心に定める。

2 実施責任者

市長（建設部）

道路管理者

県公安委員会、県警察

3 実施内容

（1）交通規制

ア 県公安委員会、県警察による交通規制

（ア） 災害時には、その状況に応じて、災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進並びに一般交通の安全を図るため、次の措置を講じる。

a 災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救助、救急等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。

b 道路及び橋梁の被害（通行可否）を速やかに調査把握し、通行不能又は危険道路における通行の禁止、制限等の交通規制を行う。

c その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。

（イ） 災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、関係機関に連絡して区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

（ウ） 県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊等の出動を要請する。

イ 道路管理者による通行の禁止・制限

（ア） 道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止し、又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講じる。

（イ） 災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急補修若しくは応急復旧等の措置を講じる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

（ウ） 道路法に基づいて道路の通行を禁止し、又は制限したときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。

（エ） 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急

の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(オ) 復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

ウ 市長による指示

市長は、イ（エ）の措置に関し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するため、広域的な見地から指示を行う。

エ 相互連絡

県公安委員会、県警察及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。

オ 交通規制の標識等

建設交通輸送班は、道路の通行を禁止し、又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した道路標識等を設置する。ただし、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講じる。

カ 広報

建設交通輸送班は、道路の通行を禁止し、又は制限するときは、道路交通情報板を始め、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

4 応援協力関係

県警察は、交通及び地域安全の確保等について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人岡山県警備業協会に協力を要請する。

市、県及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

第7章 輸送

1 方針

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を中心に定める。

2 実施責任者等

(1) 輸送力の確保

ア 実施責任者

各機関

イ 主な関係機関

中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）

日本通運株式会社（岡山支店）

一般社団法人岡山県トラック協会

(2) 緊急通行車両の確認

県（危機管理課）

市（危機管理課）

県公安委員会（県警察）

3 実施内容

(1) 輸送力の確保

鉄軌道事業者、自動車運送事業者その他の輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ、列車・車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講じる。

(2) 緊急通行車両の確認

災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、美作県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所（臨時を含む。））に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

(3) 輸送拠点の確保

ア 市は、災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性・利便性等を考慮しながら、トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館棟の輸送拠点及び確保すべき道路等の輸送施設について把握し、これらを調整することにより、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

イ 市は、施設の管理者と連携をとりながら、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において

有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。

4 応援協力関係

(1) 市は、自動車等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車等の確保について応援を要請する。

(2) 市及び県以外の各機関は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合は、(1)に準じ中国運輸局を始め、一般社団法人岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車等の確保について応援を要請し、又は自衛隊その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

また、配送作業の円滑化のため、必要に応じて、一般社団法人岡山県トラック協会に物流専門家の派遣を要請する。

ただし、自衛隊に対する応援要請については、各機関（水島海上保安部・玉野海上保安部及び大阪航空局岡山空港出張所を除く。）は、県を通じて実施する。

(3) 市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

(4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第8章 電気・通信サービス・水道の供給

1 方針

電気、通信サービス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を中心に定める。

2 電気

(1) 実施責任者

電気事業者等（中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社）

(2) 実施内容

ア 災害時における応急工事等

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

イ 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講じる。

ウ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

〔中国電力ネットワーク株式会社〕

ア 被害発生に伴い、中国エリアの供給力に不足が生じた場合は、国、電力広域的運営推進機関、他の一般送配電事業者等と連携し、供給力確保に努める。

イ 非常災害時において、他一般送配電事業者等からの応援もしくは連携を必要とする場合、災害時連携計画に則り、資機材の融通及び復旧応援を要請する。

3 通信サービス

(1) 実施責任者

通信事業者（西日本電信電話株式会社）

(2) 実施内容

ア 災害時における応急工事等

被災した通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資機材等を確保し、速やかに実施する。

イ 災害時における通信の保安

通信事業者は、災害時において、国、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

ウ 情報共有

速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

エ 応援協力関係

通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

4 水道

(1) 実施責任者

市（建設部）

(2) 実施内容

ア 応急給水の実施

水道班は、減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

特に、要配慮者に配慮した給水を実施する。

イ 災害時における応急工事

(ア) 水道班は、災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

(イ) 取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

ウ 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

エ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

ア 市は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部に応援を要請する。

要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受渡し場所、期間を明示する。

5 下水道

(1) 実施責任者

県（土木部）

市（建設部）

（２）実施内容

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常がある事を把握したときは、下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第9章 防災営農

1 方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対してなすべき措置を中心に定める。

2 実施責任者

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

県（農林水産部）

市（産業観光部）

土地改良区

(2) 農作物に対する応急措置

県（農林水産部）

市（農林班、調達班）

農業協同組合等農業団体

(3) 家畜に対する応急措置

県（農林水産部）

市（農林班、調達班）

農業協同組合、畜産関係団体

(4) 林産物に対する技術指導

県（農林水産部）

市（農林班、調達班）

森林組合

3 実施内容

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農地

市は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、湛水排除を図る。

イ ダム・ため池

市、県は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水・放流管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

ウ 用排水路

市は、取水樋門等を操作し、又は水路開削・補強等の応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。

エ 頭首工

市は、頭首工の保全のため必要な措置を講じるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

(2) 農作物に対する応急措置

ア 災害対策技術の指導

市及び農業協同組合等農業団体は、県と一体となって被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、技術指導を行う。

イ 種子（稲）の確保

市及び農業協同組合等農業団体は、県と一体となって岡山県穀物改良協会等において種子粃の供給が困難な場合は、被害の少ない一般ほ場から種子の用に供することが適当な種子粃の確保に努める。

ウ 病害虫の防除

(ア) 防除指導等

市は、病害虫の異常発生及びそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討した上、県、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指導する。

(イ) 農薬の確保

市は、農業協同組合等農業団体において、農家への農薬の供給が困難な場合は、全国農業協同組合連合会岡山県本部又は他の農業協同組合等農業団体へ売却するよう依頼し、農薬を確保する。

(3) 家畜に対する応急措置

ア 市は、県、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

イ 家畜の防疫

市は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、県、家畜防疫員等の協力を得て、必要に応じ、畜舎等の消毒、家畜への予防注射等を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動制限等のまん延防止措置を講じる。

(4) 林産物に対する技術指導

ア 災害対策技術指導

市、森林組合等は県に協力して、種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、森林に対する措置等林産物について技術指導を行う。

イ 風倒木の処理指導

市、森林組合等は県に協力して、風倒木の円滑な搬出等について、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

ウ 森林病虫害等の防除

市、森林組合等は県に協力して、森林病虫害等を防除するため、森林所有者に対しその防除活動について技術指導を行う。

4 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 市は、湛水排除の実施が困難な場合は、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。

イ 市は、ダム、ため池、用排水路等について応急工事の実施に必要な人員、資機材の確保について、県及び関係市町村に応援を要請する。

第10章 水防

1 方針

洪水、雨水出水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定める。

2 実施責任者

(1) 水防活動

水防管理者（市長）

ダム、水門、閘門、ポンプ場等の管理者

河川管理者（国土交通大臣（岡山河川事務所）、知事（土木部）

下水道管理者（市長）

ため池管理者（市長、土地改良区、所有者）

水防団

消防機関

(2) 湛水排除

市（建設部、消防本部、消防団）

3 実施内容

(1) 水防活動

ア 市は、平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。

イ 水防団体等の出動

市長は、水防警報が発表される等水防上必要があると認めたときは、市及び県の水防計画の定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

ウ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから管轄の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県に連絡する。

下水道管理者（市長）及びため池管理者（市長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

エ ダム、ため池、水門、閘門、ポンプ場等の操作

ダム、ため池、水門、閘門、ポンプ場等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて、門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

事前放流については、より効果的な運用について検討するとともに、利水者の協力体制を構築するよう努める。

オ 水防活動

河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等のおそれがある又はそれが発生し、放置しておくと危険な場合、水防管理者は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者等関係者に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

キ 避難のための立退き

洪水、雨水出水の氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、ラジオ、信号又は広報その他の方法により、立退き又はその準備を指示することができる。立退きの指示をする場合は真庭警察署長にその旨を通知しなければならない。

ク 従事者の安全確保

水防管理者は、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

(2) 湛水排除

市は、河川の決壊等により湛水した場合は、湛水排除を実施するほか、市は、排除ポンプにより排除を実施し、都市下水道施設が損壊した場合は、直ちにこれに応急措置を施す。

4 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して応援を求める。

イ 応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

ウ 水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、市と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りの禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

エ 水防管理者は、県に対し、水防資機材の支援及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。

オ 県は、水防管理団体からの派遣要請等に基づき、必要と認めるときは、自衛隊の派遣を要請する。

カ 国は、洪水による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い、浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができる。

キ 気候変動による影響を踏まえ、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合

的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

ク 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努める。

(2) 湛水排除

「第9章防災営農」の4－(1)を参照すること。

第11章 雪害対策

1 方針

豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行うとともに、相互応援協定を締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結について考慮する。

2 実施責任者

中国地方整備局（岡山国道事務所）
西日本高速道路株式会社（中国支社）
県（危機管理課、土木部）
県警察
市（建設部、消防団）

3 実施内容

（1）雪崩災害の防止活動

ア 市は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。また、市及び県は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかけるとともに、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう、適切な配慮をする。

イ 市は、雪崩の発生するおそれのある危険個所の巡視・点検を行い、地域住民等の避難が必要と判断される場合は、住民に対し避難のための勧告・指示を行う。

（2）情報の伝達

市及び県は、警報等を住民に伝達する体制を整備するとともに、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等及び県、市の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、告知放送、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

なお、道路情報については、降雪予測及び降雪状況により必要に応じて道路利用者へ提供する。

（3）道路交通の確保

冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。

また、豪雪による広域的な雪害対策については、高速道路を含む幹線道路において交通の途絶のおそれがある場合には、関係する警察及び道路管理者間で緊密に連絡調整を行い、道路管理者間で連携して除雪作業を実施するなど、より一層連携強化を図り、早期の道路交通の確保に努める。

特に、集中的な大雪に対しては、道路管理者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、計画的・集中的な除雪作業に努める。また、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

(4) 除雪体制の整備

熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、市及び県は、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(5) 雪崩災害発生後の活動

ア 市は、雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施する。

イ 災害発生後の対応では、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のための集中的な人員資機材の投入を図る。

4 応援協力

(1) 市は、応急活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた市は、これに積極的に協力する。

第12章 事故災害応急対策

第1節 道路災害対策

1 方針

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

2 実施責任者

中国地方整備局（岡山国道事務所）

西日本高速道路株式会社（中国支社）

ライフライン事業者

県（土木部、農林水産部）

県公安委員会、県警察

市（危機管理課、建設部、消防本部、消防団）

3 実施内容

（1）発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

（2）応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講じるものとする。

イ 関係機関は、「第1章防災組織・防災体制」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制をとる。

（3）救助・救急、医療及び消火活動

ア 市及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

イ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

ウ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、「第14章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

（4）道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

- イ 道路管理者及び上下水道・電気・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。
- ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

4 応援協力関係

- (1) 市は、応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請する。
- (2) 市、県及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

第2節 林野火災対策

1 方針

林野火災が発生した場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 実施責任者

市（産業観光部、消防本部、消防団）

県（消防保安課、農林水産部）

県警察

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡

ア 大規模な林野火災が発生した場合は、市は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ、他の関係機関に連絡する。

イ 情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、市が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 市は、林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。

イ 市災害対策本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は市災害対策本部が行う。

(3) 消火・避難活動

- ア 林野火災が発生した場合、市は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。
- イ 市は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。
- ウ 県警察は、必要に応じて、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。
- エ 林野火災が発生した場合には、必要に応じて、ヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。

(4) 交通の確保・緊急輸送

市は、大規模な林野火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

(5) 救助・救急活動

- ア 林野火災による人的被害が発生した場合は、市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。
- イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「第 14 章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

(6) 消防防災ヘリコプターの要請と運用

- ア 市は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターを要請する。
- イ 消防防災ヘリコプターによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。
- ウ 消防防災ヘリコプターの要請は、「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」に基づき実施する。
- エ 消防防災ヘリコプターの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

4 応援協力関係

- (1) 市は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、市で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

- (2) 市の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市町村又は都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。

第13章 集団事故災害対策

1 方針

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

2 実施責任者等

(1) 実施責任者

市長（危機管理課、消防本部、消防団）

(2) 主な関係機関

県（危機管理課、消防保安課、保健医療部）

県警察

日本赤十字社岡山県支部

真庭市医師会

医療機関

施設管理者等

3 実施内容

(1) 市対策本部の設置

交通事故、爆発、有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、市長は、地域防災計画に定めるところにより、災害対策本部を設置するとともに、現地において総合的な救急医療活動を実施する現地対策本部を設置する。

ア 市長は、自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して現地対策本部の総合的な調整に当たらせる。

イ 現地対策本部は、事故現場に近く、かつ、通信連絡に便利な場所に設置する。

(2) 現地対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

ア 災害現場での救助

イ 現場付近での応急手当

ウ 負傷者の分類

エ 収容医療施設の指示

オ 医療施設への搬送

カ 死体の処理

(3) 関係機関の措置

ア 事故発生責任者（企業等）の措置

- (ア) 事故発生後直ちに市（消防）、警察署に通報するとともに自力による応急対策を行う。なお、必要に応じて、その他の関係機関に協力を要請する。
- (イ) 市現地対策本部が設置された場合は、当該事故発生責任者の代表は、これに参加し救急及び防災活動を行う。

イ 市の措置

- (ア) 市長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、地域防災計画に定めるところにより直ちに災害対策本部を設置し、関係機関に協力、応援を要請するとともに、湯原温泉病院の救護班に出動を命じる。
- (イ) 市長は、災害対策本部を設置したときは、知事（危機管理課）に通報する。
- (ウ) 市長は、事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じる上で特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

ウ 市消防本部、警察署の措置

- (ア) 通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに市長に通報するとともに、所定の応急活動を実施する。
- (イ) 市災害対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

エ 日本赤十字社岡山県支部及び地元医療関係機関の措置

市長等の要請により、救護班、医療班及び応援部隊を派遣する。

4 応援協力関係

関係機関は、市の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

第14章 自衛隊の災害派遣

1 方針

天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

2 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

(1) 災害派遣要請権者

知事（危機管理課）

(2) 災害派遣命令者

陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊長

3 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

(2) 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

(3) 避難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して、消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

(7) 応急医療・救護・防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(9) 給食及び給水

給食及び給水を行う。

(10) 入浴支援

入浴施設の開設などにより、入浴支援を行う。

(11) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づいて救援物資を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去等

能力上可能なものについて火薬物、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(13) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

4 災害派遣要請等手続き

(1) 派遣要請の要求

ア 市長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ 市長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 知事は、市町村長からア及びイの自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。

なお、災害派遣を要請した場合及び要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。

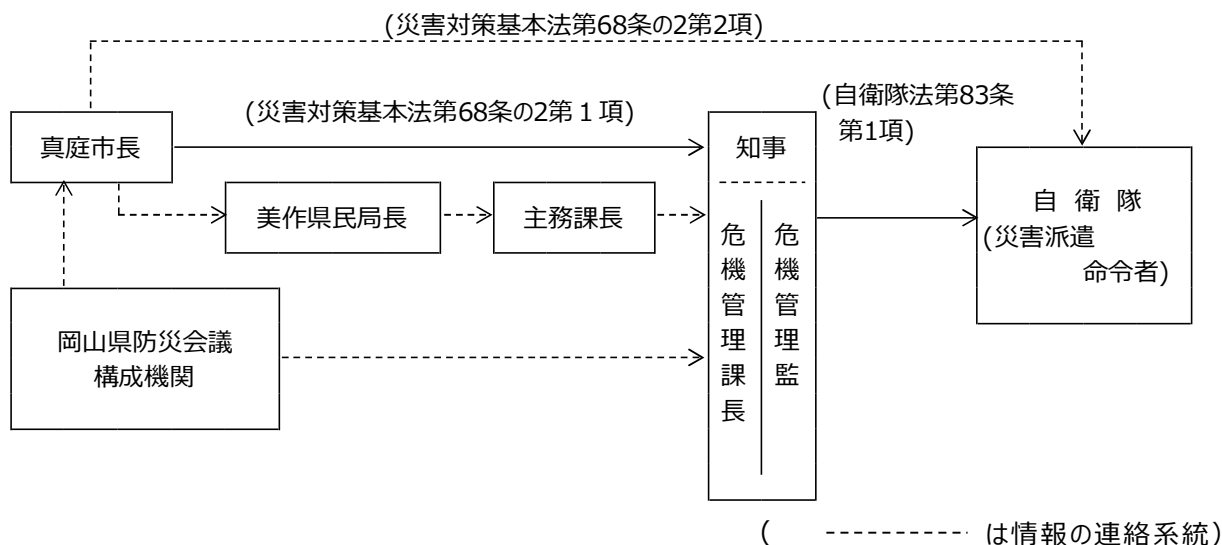
エ 派遣要請要求書の様式は【資料様式 18-2】のとおりである。

(2) 撤収要請依頼

ア 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに、災害派遣要請権者に対して、自衛隊の撤収要請を依頼する。

イ 撤収要請依頼書の様式は【資料様式 18-2】のとおりとする。

(3) 災害派遣要請等手続系統



(4) 連絡方法

N T T 電 話 0 8 6 8 - 3 6 - 5 1 5 1 (内線 237 夜間等は 302)

F A X 0 8 6 8 - 3 6 - 5 1 5 1 (内線 238)

防災行政無線 6 4 4 0 - 0 3 1 (事務室)

6 4 4 0 - 0 3 8 (宿直室)

6 4 4 0 - 0 3 9 (3科・F A X 併用)

(5) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。

ウ 航空機の異常を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

5 災害派遣部隊の受け入れ

(1) 市長又は関係機関の長は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

[自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準]

連隊規模：約 15,000㎡

師団等規模：約 140,000㎡

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

（ア）下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。

なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

[着陸地点及び無障害地帯の基準]

着陸地点及び無障害地帯の基準は、【資料 11-6】のとおりとする。

（イ）着陸地点には、【資料 11-7】に示す H 記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流し、【資料 11-8】を掲揚する。

（ウ）ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

（エ）砂塵の舞い上がるときは散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

（オ）ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。

（カ）物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

（キ）離着陸時のヘリポートには、関係者以外を立ち入らせないようにする。

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

（1）自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記の基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費

エ 県等が管理する有料道路の通行料

（2）負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第15章 広域応援・雇用

1 方針

大規模な災害が発生した場合、市・県等だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援・雇用について定める。なお、市及び県は、大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「応急対策職員派遣制度」により、速やかに応援体制を整える。

2 実施責任者

知事（危機管理課、総務部、保健医療部）

市長（総務部）

市又は県の委員会又は委員

防災関係機関

3 実施内容

（1）他の市町村等に対する応援要請

ア 市長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。

市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、「応急対策応援派遣制度」による岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

イ 市長又は知事の応援要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。

（ア）被害状況

（イ）応援を要する救助の種類

（ウ）応援を要する職種別人員

（エ）応援を要する期間

（オ）応援の場所

（カ）その他応援に関し必要な事項

（2）指定行政機関、指定地方行政機関、他県、市町村等に対する職員の派遣要請

ア 災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

イ 市長又は知事等の行う職員派遣要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣について必要な事項

(3) 労務者等の雇用

ア 労務者等の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

イ 賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものについては、この限りでない。

ウ 労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。

- (ア) り災者の避難
- (イ) 医療及び助産における移送
- (ウ) り災者の救助
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 救助用物資の支給
- (カ) 死体の搜索及び処理

(4) 奉仕団等の協力

奉仕団等は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、防災関係機関に自発的に協力して関係業務に従事する。

ア 赤十字奉仕団

イ 青年団

ウ 婦人会

エ 自主防災組織、町内会、自治会

オ 大学、高等学校（学生、生徒）

カ 職業訓練校（訓練生）

第16章 ボランティアの受入、活動支援計画

1 方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県、市及び日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入に際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市町村、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

2 実施責任者

知事（県民生活部）

市長（健康福祉部）

日本赤十字社岡山県支部

県・市社会福祉協議会

県域の災害中間支援組織（災害支援ネットワークおかやま）

3 実施内容

（1）市の措置

市災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

（2）社会福祉協議会の措置

市社会福祉協議会は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

市の社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- (ア) 被災地のボランティアニーズの把握
 - (イ) ボランティアの受付及び登録
 - (ウ) ボランティアのコーディネート
 - (エ) ボランティアに対する具体的活動内容の指示
 - (オ) ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
 - (カ) ボランティア活動の拠点等の提供
 - (キ) ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請
 - (ク) 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請
 - (ケ) その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動
- (3) 専門ボランティアの受入及び活動の調整

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入及び活動に係る調整等を行う。

(4) ボランティアの健康に関する配慮

- ア 避難所運営班は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動できる環境づくりを行う。
- イ 保健医療班は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。
- ウ 市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、避難所運営班と保健医療班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

4 その他

県から事務の委任を受けた市又は県は、共助のボランティア活動と市及び県の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第17章 義援金の募集・受付・配分

1 方針

災害時には各方面から義援金が寄託されるが、寄託された義援金品は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要があるため、義援金の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

2 実施機関

県（子ども・福祉部）

市（総務部・会計課）

日本赤十字社岡山県支部

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

社会福祉法人岡山県共同募金会

N H K 岡山放送局及びN H K 厚生文化事業団

郵便事業株式会社中国支社（岡山支店）

その他各種団体

3 実施内容

（1）義援金の募集

市及び県は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、日本赤十字社岡山県支部、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会、社会福祉法人岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金品を募集する。

（2）義援金の受付

市に寄託される義援金品は、原則として会計・財政班を窓口として受け付け、会計課において収納する。

（3）義援金の配分

県、関係団体及び市等は、義援金配分委員会を組織し、義援金の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

なお、市における義援金の配分については、会計・財政班及び関係機関協議の上、配分計画を決定する。義援金の配分は、会計・財政班が、各地区及び各種民間団体の協力を得て実施する。

4 連絡調整事項

義援金の配分等については、あらかじめ関係機関で協議し、配分方法等を定めておく。

第4編 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

- 2 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がいのある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。
- 4 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合には、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

市、県は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。
- 2 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- 3 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。

- 4 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住家等の被害の程度を調査し、被災者に被災証明書を交付する。また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- 5 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効果的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成へのデジタル技術の活用を推進する。
- 6 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、及び母子父子寡婦福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的生活再建の支援を行う。
- 7 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。
- 8 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。
- 9 市は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。
- 10 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。

このため県は、市町村等が行う、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。
- 11 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。
- 12 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- 13 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県、市及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

- 14 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第3節 被災中小企業の復興の支援

市及び県は、被災中小企業の復興に向け、商工会・商工会議所等と連携しながら状況に合った支援を講じる。

第4節 公共施設等災害復旧事業

公共施設等の復旧は常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的にとり入れて施工する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図る。

[災害復旧事業の種類]

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 砂防設備災害復旧事業
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (6) 道路災害復旧事業
 - (7) 下水道災害復旧事業
 - (8) 公園災害復旧事業
 - (9) 公営住宅等災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業

第5節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 障がい者支援施設等災害復旧事業
- ケ 婦人保護施設災害復旧事業

- コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ス 湛水排除事業

（２）農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 森林災害復旧事業に対する補助

（３）中小企業に対する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

（４）その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第 6 節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置

災害により被害を受けた個人、法人及び団体等の復旧を促進し、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧に関する各種の融資制度を整理するとともに、県、市、金融機関その他の関係機関において講ずべき措置を明確にする。

1 個人被災者への融資等

災害により被害を受けた個人の生活の安定のため、市、県及び関係機関は、生活支援策を実施する。

■ 個人被災者への融資等

融資等	主 体	内 容
災害弔慰金の支給	市	災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。
災害障害見舞金の支給	市	災害により精神または身体に重度の障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。
被災者生活再建支援金	県	被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。
災害援護資金の貸付	市	災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金を貸付ける。
生活福祉資金の貸付	県	災害により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるため、生活福祉資金を貸付ける。
母子寡婦福祉資金の貸付	市	災害により被害を受けた母子世帯及び児童に対して、母子福祉資金を貸付ける。
公的負担の免除等	県・市	被災状況等に応じ、税の期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を講じる。
り災証明の交付	市	各種支援策が早期に実施できるよう、り災証明の交付体制を確立し、被災者に対してり災証明を交付する。
被災者への広報	市	被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者への広報に努め、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

【資料】真庭市災害弔慰金の支給等に関する条例

【資料】真庭市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

2 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

3 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付を要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

4 住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

5 更生資金

(1) 災害援護資金

県内で災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、市町村は災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金等の貸付けを行う。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童に対して、県は母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

真庭市水防計画

第 1 章 総則

この水防計画は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。)第 4 条の規定に基づき、岡山県知事から指定された指定水防管理団体たる真庭市が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、岡山県水防計画に準じて、真庭市内の河川・ため池等の洪水等の水害に対処し、これによる被害を防止し又は軽減することを目的とする。

第 2 章 水防組織と責任

第 1 節 水防組織

1 水防本部

真庭市に水防に関係のある注意・警報等の発表により、洪水等のおそれがあると認められるときから、洪水のおそれがなくなると認められるときまで、水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、真庭市地域防災計画による真庭市特別警戒本部又は真庭市災害対策本部（以下「各本部」という。）が設置され、水防作業が開始された場合は、水防本部は各本部に吸収されるものとする。

(1) 組織

風水害等対策編に定める「災害対策連絡室」、「警戒本部」の体制を準用する。

(2) 業務

風水害等対策編に定める部・課が担当する事務分掌に基づき、水防活動を実施する。久世地域における振興局業務は建設課（久世振興局 P T）で行う。

第 2 節 水防の責任

1 水防本部の責任

真庭市における水防体制の確立強化を図るとともに、市内の水防が十分行われるよう水防能力の確保と向上に努め、水防活動を実施する。

2 一般市民の責任

市民は、常に気象状況や出水状況等に注意し、水害の発生が予想される場合は進んで水防活動に協力しなければならない。また、水防本部長から要請されたときは水防作業に従事しなければならない。

第3章 水防配備計画

第1節 水防体制の種類と配備基準

水害の発生が予測される場合、又は水災が発生した場合において水防活動を実施するため、市が配備すべき体制は、風水害等対策編に定める体制を準用する。

第2節 動員計画

1 水防本部設置時の伝達経路

- (1) 水防本部員の招集伝達系統は、「真庭市災害対策本部配備計画」に準じて行う。
- (2) 伝達は、庁内放送、防災行政無線、電話、ファックス等敏速に行える方法による。
- (3) 各班内の動員計画は、課内にて担当職員を班員と指定し周知徹底しておく。

2 消防団員の動員

消防団員の動員は、水防本部長が現地班長を通して行う。

3 配備人員

各班長は、災害の状況により配備体制の移行に応じた人員の増減を行うものとする。

4 班員

危機管理課、建設課、振興局等の防災関係課の職員は、気象注意報・警報に注意するとともに、事態が急迫していると認めるときは、配備基準に基づき、直ちに所定の任務につかなければならない。

第4章 水防業務

第1節 安全確保

1 安全の確保

水防活動に従事する者は、自身の安全が十分確保できるよう、保安用具の着用や通信機器、ラジオ等の携行による最新の気象情報が入手可能な状態で出動するものとする。

第2節 情報の収集

1 情報の収集

危機管理課は、岡山地方気象台、美作県民局等と密接な連絡を取り、雨量観測所については、【資料 7-3】、水位観測所については、【資料 7-4】のデータ、ダム放流量等の状況把握に努めるとともに、振興局等に情報の伝達を行う。

2 報告

建設課及び各振興局等は、所管する河川、ため池等の状況を把握し、水位の変動、堤防、護岸等の異常について水防管理者に報告する。雨量観測所については、【資料 7-3】、水位観測所については、【資料 7-4】のとおりとする。

また、湯原ダム放流時通報連絡系統図、社口ダム放流時通報連絡系統図については、資料編【7-6】のとおりとする。

3 水防活動用の警報・注意報発表基準

岡山地方気象台が発表する警報・注意報の基準は、【資料 7-1】のとおりとする。

第3節 出動準備及び出動

1 出動準備

出動の準備は、風水害等対策編第3編災害応急対策計画 第10章水防の内容を準用する。

2 出動

出動は、風水害等対策編第3編災害応急対策計画 第10章水防の内容を準用する。

第4節 警戒、監視及び水防作業の開始

1 水防作業の開始

水防本部長が出動命令を出したときは、消防団員及び現地班員は、水防区域の警戒、監視を密にして、危険箇所等を重点的に巡視する。

特に異常を発見したときは、直ちに現地班長を通じ水防本部長に発生場所、規模の概要を報告するとともに、水防作業を開始する。

- (1)裏法の漏水又は飽水による亀裂及び崩壊
- (2)表法で水当たりの強い場所の亀裂及び崩壊
- (3)天端の亀裂及び沈下
- (4)堤防の溢水

(5)樋門の両袖又は底部より漏水

(6)橋梁、その他の構造物と堤防との取付部分の異常

2 県への報告

水防本部長は前項の報告を受けたときは、美作県民局長及び美作県民局真庭地域事務所長に報告する。

3 水防作業の指導

水防本部長は、現地班長の下に消防団による水防作業を指導し、状況に応じた適正な水防工法等により水害を未然に防止する。

第5節 応援・援助の要請

1 警察官の出動要請

水防本部長は、水防のために必要があると認めるときは、真庭警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

2 応援要請

水防本部長は、緊急の必要があるときは、隣接の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。また、岡山県知事を通じて、国土交通省中国地方整備局長に対して、災害支援対策用機械等の派遣を求めることができる。

3 水防作業への従事

水防本部長は、現地班長を通じその区域内の住民又は水防現場にいる者を、水防作業に従事させることができる。

4 他の管理団体から応援の要請

水防本部長は、他の水防管理団体から応援の要請があったときは、現地の水防活動に支障のない範囲で、現地班長を通じ消防団員及び資材等の援助を行うものとする。

第6節 決壊等の通報

1 決壊等の報告

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合、現地にいる消防団員及び現地班員は直ちに現地班長を通じて水防本部長に報告するとともに、氾濫による被害を最小限に食い止めるため、必要な措置を講じなければならない。

2 報告

水防本部長は前項の報告を受けたときは、美作県民局長、美作県民局真庭地域事務所長及び真庭警察署長へ報告しなければならない。

第7節 避難の指示

避難の指示については、風水害等対策編第3編災害応急対策計画第4章り災者の救助保護第2節避難指示及び避難所の設置の内容を準用する。

第 8 節 水防資機材

1 水防倉庫及び備蓄資機材

水防倉庫及び備蓄資機材は、【資料 5-7】、【資料 5-8】の通りとする。

2 水防資材の調達

水防資材確保のため、水防資材取扱業者とあらかじめ契約しておくものとする。各方面隊において、状況の急変等により災害対策本部に要請するいとまがないときは、各方面隊長は当該地域の業者等より調達するものとする。その場合は、その旨を現地班長に報告するものとする。

第 9 節 輸送

緊急時における水防資機材等の輸送は、建設資材班が行う。

（１）市有の貨物自動車により行う。

（２）前号のもので不足するときは、借上げ、公用負担命令により民有のものを使用して行う。

第 10 節 水防記録及び報告

1 総務班長への報告

現地班長は、水防作業終了後実施した箇所について、様式 1 により必要事項を記載のうえ総務班長へ報告するものとする。

2 水防記録の保存

報告を受けた総務班長は、これを保存しておかなければならない。

3 県への報告

総務班長は、前号の記録に基づき業務終了後、美作県民局長に記録事項を報告するものとする。

第 11 節 業務の終了

1 注意体制の解除

注意体制は、該当する注意報が解除されたとき、又はこの体制を維持する必要がないと認められたとき解除するものとする。

2 警戒体制の解除

警戒体制は、気象警報が解除されたとき、又はこの体制を維持する必要がないと認められたとき解除するものとする。

3 解除の報告

解除を行ったときは、水防本部長は美作県民局長に連絡するものとする。

第5章 水門及び樋門等の操作

第1節 安全確保

水門、樋門、陸閘及びため池の管理者（操作担当者を含む。）は、門扉等の開閉操作にあたり、ライフジャケット等の着用や、通信機器、ラジオ等の携行により最新の気象情報が入手可能な状態で行うなど、自身の安全を確保した上で作業しなければならない。安全が確保できないと判断した場合は、操作を行わず避難するものとする。

第2節 操作

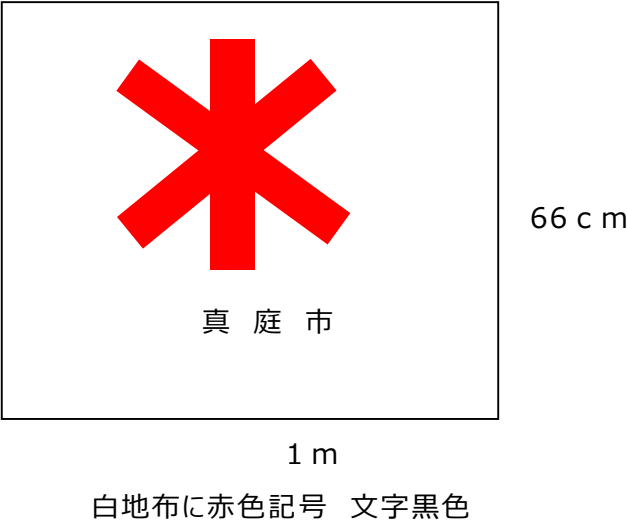
水門、樋門、陸閘及びため池の管理者（操作担当者を含む。）は、洪水に関する気象情報等の通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うものとする。

河川管理施設である陸閘の管理に関しては、岡山県から真庭市に委託されており、その一覧は資料5-10に示すとおりである。また、真庭市は陸閘の管理を、陸閘の存在する各方面隊長に再委託するものとする。

第 6 章 優先通行標識、身分証票、腕章

1 優先通行標識

水防法第 18 条の規定により、水防のため優先通行できる自動車の標識は、次の通りとする。

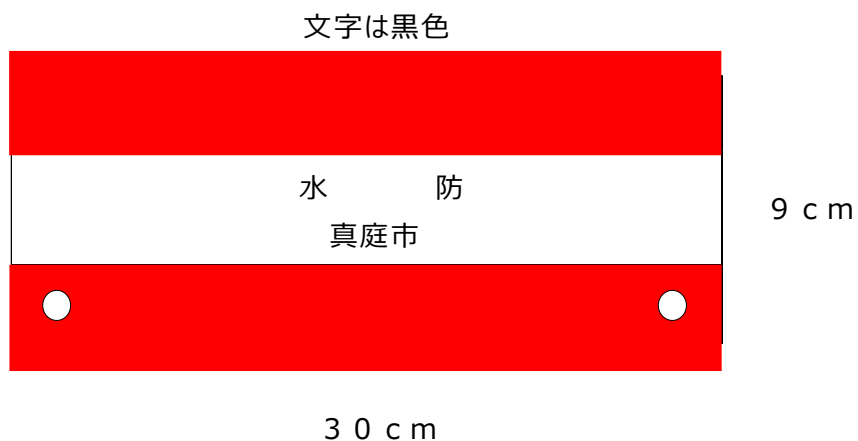


2 身分証票

水防法第 49 条第 2 項の規定による土地の立入りのための身分証票は、次のとおりとする。

表	裏
第 号 水防職員の証 所属名 職名 氏名 生年月日 年 月 日 年 月 日 真庭市長 印	心 得 1 本証は、水防法第 4 9 条による立入証である。 2 本証の身分に変更があったときは、すみやかに訂正を受けること。 3 記名以外のものの使用を禁ず。 4 本証の身分を失ったときはすみやかに返還すること。

3 腕章



4 水防信号

水防法第 20 条の規定による水防信号は、岡山県水防計画で次のとおり定められており、【資料 5-11】に示すとおりとする。

第7章 公用負担

1 水防本部長の権限

水防法第28条の規定により、水防のため必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- (3) 車両その他の運搬用機器又は排水用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証明書

水防管理者は、身分証票及び次の公用負担権限委任証明書並びに公用負担命令票を必要な者に交付する。ただし、公用負担命令書の真庭市長名押印以外は空欄とする。

公用負担権限委任証明書		
職氏名		
上記のものに	地区における水防法第28条第1項	
の権限行使を委任したことを証明する。		
年	月	日
水防管理者	真庭市長	印

3 公用負担の証票

公用負担の権限を行使する者は、前項の身分証票及び公用負担権限委任証明書を携行し、必要な場合はこれを提示するとともに、公用負担命令票の必要な箇所に記載を行い、2部作成し、その1部を目的物の所有者又は管理者に手渡してから行使するものとする。

公用負担命令票		
第	号	
(目標物) 種類	数	
(負担内容)	使用 ・ 収容 ・ 処分	
年	月	日
	真庭市長	印
	事務取扱者 氏名	印
様		

4 損失の補償

権限の行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は、時価により、その損失を補償しなければならない。

第 8 章 重要水防箇所

真庭市における指定重要水防箇所は、【資料 5-9】のとおりである。

第 9 章 水防訓練

1 訓練の実施

非常の際に水防の目的を完遂するため、水防訓練を実施する。

2 訓練の想定・内容

水防訓練は、概ね次の方式によるものとする。

（１）想定

- ① 気象状況の想定
- ② 降雨、水位等の想定
- ③ 洪水状況の想定
- ④ 危険状態の想定
- ⑤ その他

（２）訓練内容

- ① 前号の想定に基づく水防本部員の招集、配置
- ② 想定に基づく各班の水防業務遂行状況
- ③ その他

水防実施状況報告書（様式第 1）は、【資料 18-27】のとおりとする。

水防倉庫

岡山県が管理する水防倉庫は、【資料 5-7】のとおりとする。

水防資機材

岡山県及び真庭市が管理する水防資機材は、【資料 5-8】のとおりとする。